

# 国立国会図書館月報

稀本あれこれ-458-

『錦窠魚譜』-シーボルト自筆の鑑定書き-

より身近で役立つ存在へ

- 一国立国会図書館におけるサービス向上への取組み- ・ 1
- アジア IFLA/PAC センター長等会議および公開セミナー ・ 4
- 公開セミナー「スマトラ沖地震・津波による文書遺産の  
被災と復興支援」 =井坂 清信 ・ 5
- アジア IFLA/PAC センター長等会議 =那須 雅熙 ・ 9
- 第46回科学技術関係資料整備審議会の開催 ・ 16
- 第1回「国立国会図書館と大学図書館との連絡会」開催 ・ 18
- 「第13回総合目録ネットワーク参加館フォーラム」報告 ・ 19
- 平成17年度レファレンス研修 ・ 20
- 平成17年度法令議会資料・官庁資料研修 ・ 21
- フィンランド国立図書館長カイ・エクホルム博士招へいの概要 ・ 22
- 国立国会図書館の平成18年度予算について ・ 24
- 奈良県立図書情報館開館～想いをかたちに～ =中野貴世子 ・ 38

- 本屋にない本 ・ 14
- 国立国会図書館の編集・刊行物 ・ 15
- 月例報告 ・ 26
- NDL news ・ 36
- 館内スコープ ・ 37
- 関西館の資料紹介(4) ・ 47

<お知らせ>

- 常設展示のお知らせ ・ 37
- NDL - OPAC で地形図が検索できます ・ 42
- 近代デジタルライブラリー、明治期刊行図書約67,000冊を  
追加公開 ・ 48

4 2006

No. 541

## 国立国会図書館利用案内

**東京本館** 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1  
電話 03 (3581) 2331  
利用案内 電話 03 (3506) 3300 (音声サービス)  
電話 03 (3506) 3301 (FAX サービス)

**関西館** 〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3  
電話 0774 (98) 1200 (音声サービス)  
利用案内 電話 0774 (98) 1212 (FAX サービス)

ホームページ <http://www.ndl.go.jp/>

- 利用できる人** 満18歳以上の方
- 資料の利用** 館内利用のみ。館外への帯出はできません。
- 開館日** 月曜日から土曜日
- 休館日** 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日（第3水曜日）
- 所蔵資料** 当館の所蔵資料は、納本、購入、国際交換、寄贈等によって収集され、東京本館、関西館、国際子ども図書館に分散して配置されています。
- <東京本館のおもな資料>和洋の図書、和雑誌、洋雑誌（年刊誌、モノグラフシリーズの一部）、和洋の新聞、各専門室資料
- <関西館のおもな資料>和図書・和雑誌・新聞の一部、洋雑誌、アジア言語資料・アジア関係資料（図書、雑誌、新聞）、科学技術関係資料、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、博士論文

### ----- 東京本館のサービス時間 -----

- 開館時間** 月～金曜日 9:30～19:00 土曜日 9:30～17:00  
※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室、古典籍資料室の開室時間は17:00までです。
- 資料請求時間** 月～金曜日 9:30～18:00 土曜日 9:30～16:00  
※ただし、音楽・映像資料室、人文総合情報室特別コレクション、憲政資料室および古典籍資料室の資料請求時間は16:00までです。
- 即日複写受付** 月～金曜日 10:00～18:00 土曜日 10:00～16:00
- 後日複写受付** 月～金曜日 10:00～18:30 土曜日 10:00～16:30
- オンライン複写受付** 月～金曜日 10:00～17:30 土曜日 10:00～15:30

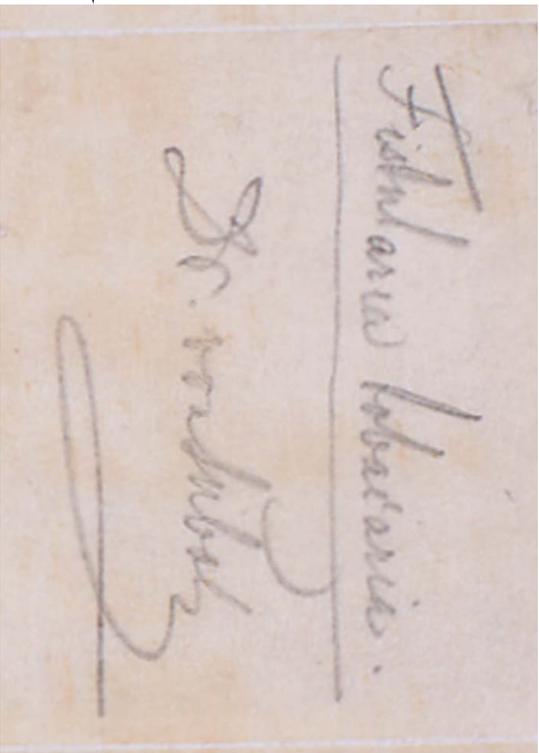
### ----- 関西館のサービス時間 -----

- 開館時間** 10:00～18:00 **即日複写受付** 10:00～17:00
- 資料請求時間** 10:00～17:15 **後日複写受付** 10:00～17:45
- セルフ複写受付** 10:00～17:30 **オンライン複写受付** 10:00～17:00

※詳しくは当館ホームページをご覧ください。

稀本茶乳之乳

(458)



『錦窠魚譜』

—シーボルト自筆の鑑定書き—



30cm

きんかぎょふ  
『錦窠魚譜』－シーボルト自筆の鑑定書き－

この資料は、尾張を代表する博物家で日本の理学博士第一号でもある伊藤圭介が収集した、魚類に関する研究資料の雑纂である（錦窠は圭介の号）。前ページの図はその中の一品で、色や姿から考えてアカヤガラ（現在の学名：*Fistularia petimba*）という魚であろう。一方、鉛筆で「*Fistularia tabacaria* Dr. von Siebold」と書かれたサインは、江戸時代に来日したドイツ人医師シーボルト（Philipp Franz von Siebold）による直筆の書き入れであり、「この魚の学名は*F. tabacaria*であると認める」という趣旨の鑑定書きである。ここでは、この鑑定書きが生まれた背景に触れてみたい。

来日後ずっと長崎の出島に滞在していたシーボルトは、文政9（1826）年春、オランダ商館長の將軍表敬（江戸参府）に際し医師として随行することになる。この旅すがら日本の自然誌や文化を調査することが、彼の大きな目的であった。というのも、当時は外国人の行動が厳しく制限されており、江戸参府は日本についての見聞を広める千載一遇の機会だったのである。彼はこの機会に最大限の研究成果をあげるべく、周到な前準備をし、数々の参考書を携えてこの旅行に臨んだ。

参府の途上、シーボルトは宮（現在の名古屋市熱田区）で圭介らと面会する。そこで彼らは博物談義に大いに花を咲かせ、圭介らが持参した様々な日本産動植物の標本や画図について語り合った。シーボルトは日本の珍しい動植物を目にすることができたし、一方の圭介らは動植物の鑑定を依頼し、西洋の見識を得ることができた。双方にとって大変意義深い交流となったのである。そして、シーボルトのこの日の日記に「5フィートもあるヤガラの図が目を惹いた」旨が明記されている。すなわち前ページの図はこのときに披露され、鑑定されたものと推定できる。シーボルトは宿泊先に向かう道中も、駕籠にゆられつつ嬉々として動植物の鑑定作業を進めた。彼は駕籠のことを「空飛ぶ小さな研究室」と表現し、「揺れになれてしまえば、駕籠の中でも書き物ができる。硬い鉛筆ならより快適に書くことができ、この旅における私の研究を楽にした」旨を書き残している。件の鑑定書きは、駕籠の中または宿泊先の本陣で書かれたものであろう。

その後、このヤガラ図は圭介から孫の篤太郎の手に渡り、昭和10年に東京科学博物館で開催された「シーボルト資料展覧会」に出品された。現在は当館の書庫でひっそりと眠っているが、当時の東西間学術交流を今に伝える瑞々しさはいささかも失われていない。

<請求記号 寄別11-11> 21冊のうち第15冊所収

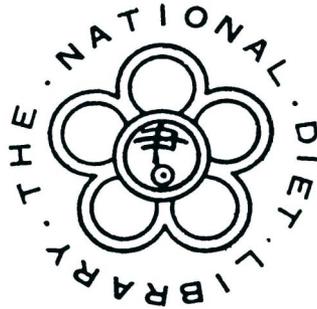
たなか としひろ  
(田中 俊洋)

肖像は江戸滞在当时のシーボルトを岩崎灌園がスケッチしたもの。

(『シーボルト肖像』<特1-3284>より)

## より身近で役立つ存在へ

—国立国会図書館におけるサービス向上への取組み—



国立国会図書館は、国民の期待を受け、また情報環境の大きな変化に対応し、この数年来国会の理解を得つつサービスを大幅に改善してきました。

しかし、先ごろ一部の報道で当館の業務について、国会議員の立法、調査活動の補佐が本来業務であるが、資料の収集、整理や一般への閲覧なども行い、最近は関西館、国際子ども図書館が開館した、このほか電子化にも取り組むなど本来業務以外の業務を拡大しているとする誤った紹介がありました。

立法補佐機能を果たすことは確かに当館の第一の任務ですが、国立図書館としての機能もまた国立国会図書館法に定められた「本来業務」です。また、両機能は共通の基盤の上で不可分の関係において行われているものです。

ここで改めて、この数年来の国立国会図書館の改革、サービス強化の大略を説明し、当館の任務について理解を得たいと思います。

### 収集資料——国会そして国民のために

国立国会図書館は、「真理がわれらを自由にする」という理念の下、国会の図書館・立法補佐機関として、また、我が国の中央図書館として、国会、行政・司法各部門および国民に奉仕してきました。

国立国会図書館がその使命を十全に果たすためには、図書館資料の収集と組織化に万全を期す必要があります。国

の機関が発行した出版物は公用および国際交換のために、また民間の出版物は、文化財の蓄積およびその利用に資するため、国立国会図書館法によって納入が義務づけられています（納本制度）。国会の審議はあらゆる分野に及ぶため、納本のほか購入、国際交換などの方法によって収集し整理された八四〇万冊の図書、一九万種の雑誌・新聞など、全所蔵資料が国会への奉仕に活用されます。同時に、これらは、我が国の文化を支える国民共有の「情報資源」でもあります。

### 電子図書館サービスの拡充

近年、情報ネットワークの発展によって、情報流通の在り方が激変しています。国立国会図書館は、この環境の変化に対応し、国会および国民に対し迅速・的確な情報提供に努めています。

まず、国会向けには特にホームページ「調査の窓」を設け、立法に資する情報の提供を行っています。

次に、平成一四年以来、国立国会図書館の施設に来館することなく、インターネット上のNDL・OPAC（国立国会図書館蔵書検索・申込システム）を用いて、全国・世界のどこからでも、いつでも、当館の蔵書を調べることができるようになりました。NDL・OPACに収載するデータは雑誌記事索引を含め一、五〇〇万件以上。住所・氏名等を登録した利用者は、論文等の複写を申し込み、郵送で

受け取ることができます。

さらに、当館のホームページを通じ、明治期の出版物約一三万冊を提供する「近代デジタルライブラリー」、国内のデータベースを広く案内する「データベース・ナビゲーション・サービス」、ウェブ情報を保存する「インターネット資源選択的蓄積実験事業」、江戸期以前の「貴重書画像データベース」などの電子図書館サービスを推進してきました。これらは、インターネット上の「文化資産」になっており、高い評価を得ています。

国立国会図書館のホームページは、一日平均一五、〇〇〇件のアクセスがあり、情報入手の窓口として広く利用されています。

### 関西館・国際子ども図書館の開館

平成一二年に国際子ども図書館が開館し、平成一四年には関西館が開館しました。以降国立国会図書館は東京本館とこれらの施設が一体となってサービスを行っています。

関西館は、中央の図書館としての機能を東京本館と分かち合い、電子図書館サービスおよび図書館協力事業、遠隔利用サービスの窓口機能、アジア情報の蓄積発信などを担っています。また、国際子ども図書館は、子どもの本に関する広範な調査・研究を支援するナショナルセンターとして活動しています。関西館や国際子ども図書館は、国会議員と国民の強い期待を受けて設置が実現したものです。

## 図書館との連携協力

国立国会図書館は国の中央図書館として、内外の図書館と連携し、情報資源の共有化と利用を促進する役割を担っています。近年は、ネットワークを活用した全国の図書館の連携の強化と共通の基盤形成に努めています。平成一〇年から全国の公共図書館が参加する総合目録ネットワーク事業を開始し、約三、〇〇〇万件の書誌情報を全国の公共図書館がサービスに活用しています。また、平成一六年度には全国三九〇の公共・大学・専門図書館が参加し、図書館の質問回答データを集積・活用するとともに広く公開するレファレンス協同データベース事業を開始しました。

## 開館日・開館時間の拡大

国立国会図書館は来館者に対する館内利用サービスについても改善を図ってきました。平成一六年一〇月から東京本館で、祝日を除くすべての土曜・月曜の開館、平日の利用時間の二時間延長を実現しました。その結果、開館時間数は年間で四三パーセント増加し、利用者のゆとりある利用、来館者数・利用冊数の大幅増をみています。また、システム化によって入館から資料の利用に至る一連の手続きが効率化され、利用者の利便性が大幅に向上しました。

## 評価制度の導入

関西館、国際子ども図書館の開館、電子図書館サービス

の推進、東京本館での利用者サービスの改善など平成一四年度までに達成したサービスの拡充を基に、継続的に業務改善に取り組むため、「国立国会図書館ビジョン二〇〇四」を公表しました。ビジョンでは、当館の使命と役割を明確に示すとともに、当館が取り組むべき中長期的な基本方針を示しています。一方、平成一六年度から評価制度を導入しました。これは、当館の活動・事業の適正な運営と、国の機関としての説明責任を果たすことを目的とするものです。ビジョンの重点領域に対応した重点目標を設定するとともに、サービスの品質を保証するサービス基準も設定しました。目標および評価は公表し、毎年の利用者アンケート調査と併せ、業務改善に生かしています。

さて、国立国会図書館では、以上の全業務、サービスを九三四名の職員で実施しています。ちなみに主要国では、米国会図書館一四、一〇〇名、フランス国立図書館一、七〇〇名、英国図書館一、三〇〇名です。新規事業だけでなく、この一〇年で国会議員への調査回答が一・七倍、図書の数が一・八倍、遠隔複写サービスが一〇倍となりました。当館では、こうしたニーズに対応するため、既存業務の見直しを常に推進しています。

国立国会図書館は、引き続き効率的な経営を旨としつつ、国会、行政・司法各部門、国民への効果的なサービスの提供に努めていきます。

(総務部企画課)

## アジアIFLA/PACセンター長等会議および公開セミナー

国立国会図書館では、昨年二月七日に「アジアIFLA/PAC（国際図書館連盟資料保存コア活動）センター長等会議」を開催し、それに先立ち、二月六日に「スマトラ沖地震・津波の被災に関する公開セミナー」を開催した。図書館をとりまく環境の変化に伴い、アジアにおける資料保存についても、これまでのニーズに加えて新たにさまざまな課題が起きている。また、IFLA/PACコア活動も、地域の再組織化を図り活動を活性化するため、アジアでは中国地域センターに続いて、東南アジアまたは南アジアにも新たな地域センターを設置することが検討されている。センター長等会議では、そのような状況の中で新たな地域センターの設置に伴う役割分担、センター間の協力について論議するとともに、アジアの保存ニーズを明確にし、IFLA/PACコア活動の今後のあり方について確認した。また、セミナーは、スマトラ沖地震・津波からちょうど一年がたったので、被災国から講師を招き、被災状況を教えていただき、防災意識を高めるとともに、日本やその他の国々がIFLAの防災プログラムに協力する形で、今後、復興支援に関してどのような国際貢献ができるかについて考える機会とした。

以下に、面会合のあらましを報告する。



公開セミナーおよびセンター長等会議出席者

右からラフマナンタ、李、巖、ロイド、バーラモフ、アマラシリ、那須の各氏

## 公開セミナー 「スマトラ沖地震・津波による文書遺産の被災と復興支援」

井坂清信

当館東京本館の新館講堂において、標記セミナーを開催し、一六八名の参加者を得た。吉永元信収集部長による開会あいさつの後、講演・報告ならびに質疑応答が行われた。以下にその概要を紹介する。

### ■基調講演

「IFLA/PACの防災プログラムについて」

マリー＝テレーズ・バーラモフ氏（IFLA/

PAC国際センター長、フランス国立図書館）

IFLA/PACが、一七七の国立図書館を対象に行った防災計画に関する調査結果が、二〇〇四年のIFLAブエノスアイレス大会で報告された。この調査結果とカリブ地域でPACが開催した三つのセミナーでの議論をふまえて、新たに防災計画に関する基礎的で実用的なマニュアルを作成することを決めた。これは二〇〇六年に三か国語（英語、フランス語、スペイン語）で刊行される。\*

第二次世界大戦後、武力紛争の際の文化財保護のための条約がユネスコによって制定され、一九五四年にハーグで議定書とともに採択された。その後、一九九九年三月にハーグで開かれた外交会議で第二議定書が採択され、文化財の

保護がより強化された。

世界の文化遺産を災害から保護することを目的として、ハーグ条約の趣旨を受け一九九六年に設立されたブルーシールド国際委員会（ICBS）は、博物館、美術館、文書館、史跡、図書館を包含し、国際的なネットワークを構築している。これは、赤十字が人道的な目的のために行っていることを文化遺産のために行おうとするものである。現在、多くの国々でブルーシールド国内委員会が設立され、また設立されつつある。

IFLA/PACには、被害の調査、被害への対応・復旧に必要な資金を提供する手段がほとんどない。スマトラ沖地震・津波による大規模な被災を契機に作成された「IFLA復興開発パートナーシップ」は、復興ニーズを支援するための枠組みとして提案されているもので、この仕組みの本質をなすのが国内IFLA基金等の資源である。

私は、ブルーシールド日本委員会が設立されることを、また、ハーグ条約と二つの議定書に日本政府が批准することを、そして、IFLA復興開発パートナーシップ日本基金が創設されることを願っている。

\*防災計画に関するマニュアルは、三月に刊行された。

■報告■「アチエ州における図書館とドキュメントセンター  
の復興・再建計画」

ガデイ P・ラフマナタ氏  
(インドネシア国立図書館長)

二〇〇四年二月二六日の朝、五分位のごく短い時間に、ほぼ一五万人の人命、建物、財産が失われた。アチエ地域の約九〇パーセントが壊滅状態に陥った。破壊された地域図書館、公共図書館、学校図書館、大学図書館等の再建には長い時間がかかるであろう。

アチエ・ドキュメントセンター・インフォメーションセンターでは、稀覯本・自筆本等のすべてが失われた。他の多くの図書館も、人材・建物・備品・蔵書が被災した。地震の前後を写真で比較すると、その被害の凄まじさがよく分かる。これは移動図書館の車であるが、一キロも流され、ご覧のように駄目になってしまった(写真)。インドネ



シアでは、これまで「ツナミ」という言葉は広く知られていなかったが、この経験により、すべての人がその恐ろしさを知った。

現在、アチエ再建のために、JICA、韓国のNGO、

国連高等難民弁務官事務所、トルコ、オーストラリア、マレーシア、シンガポール等各国政府関係機関や様々な企業から援助を受け、すでに図書館職員の補充、建物や施設の再建、備品や図書を購入・整備、防災計画のトレーニングや研修プログラムの実施等の具体的取り組みが始まっている。復興に向けて、ボランティアな現金の寄付や図書の寄贈等を是非ともお願いしたい。

■報告■「スリランカにおける図書館の  
津波被害 再建のプロセスと課題」

ウバリ・アマラシリ氏  
(スリランカ国立図書館長)

二〇〇四年一月二月に起こったインド洋津波は、スリランカに大きな被害をもたらした。物理的な被害は海岸付近に限られてはいるものの、経済面をはじめとする社会基盤への影響は甚大である。

学校図書館や公共図書館の受けた被害も深刻である。海岸付近の一八二の学校図書館が津波によって倒壊するなど、壊滅的な被害を受けた。地方自治体運営の公共図書館では、五〇近くの施設が被災した。さらに、多くの団体図書館、寺院図書館、専門図書館、私設図書館も津波の被害にさらされた。



建築中の公共図書館

スリランカ国立図書館とドキュメンテーションサービス委員会は、政府、ユネスコ、国内外にわたる支援者、地域の図書館のコミュニティ等、多くの関係団体への支援を受け、被災図書館に対する回復・再建プログラムに着手した（写真）。

すでに具体的な援助も進んでおり、図書館資料・家具・備品・保存箱等が寄せられている。また、セミナーや図書館員向けの訓練プログラムが開催され、子供向けの特別出版プロジェクトも始まった。こうした復旧と再建のプロジェ

クトのあらゆるプロセスが、我々にとって有意義な経験になるだろう。

### ■報告■「一歩前へ アチェにおける被災文書の修復活動」

坂本 勇氏（有限会社東京修復保存センター代表）

代読 岡村光章（国立国会図書館 収集部収集企画課長）

阪神淡路大震災から一〇年の記念の日である二〇〇五年一月一七日に「スマトラ沖大地震・大津波被災文化遺産救済支援五人委員会アピール」を、五人のメンバー（青木繁夫、安藤正人、高山正也、斎藤照子、坂本勇）の連名で出し、二月三日には第二次アピールとして出し直した。この五人のネットワークを活用し、被災情報を集めることが、活動スタート段階での最も重要な作業となった。募金などでは時間を要することから、トヨタ財団に折衝し、「緊急調査・物資調達助成」を得ることができた。インドネシア国立公文書館、国立図書館の各館長と、今後の支援について協議し、また、旧知のインドネシア人研究者を緊急支援し、外国人では難しい現地調査をいち早く行ってもらった。

手弁当での活動の限界を当初から見越し、ある段階で公的機関等へ引き継ぐことを考えていた。現在坂本が関わっている「アチェ津波災害被災土地台帳修復支援」事業は、日本政府が数億円の費用を投入して行っている活動で、二〇〇六年夏まで継続される予定である。

今回の津波では、多くの貴重な資料が一旦救出されながら、修復専門家の不足により永遠に失われてしまった。これは水による被害の場合に重要な緊急排水や除湿等の処置を、二四時間以内に行えなかったことによる(写真)。こうした失敗の反省の上に、一步でも前に現実的・実践的活動に踏み出して行き、人材派遣体制を確立していくことが求められている。



スカルノ時代の写真帖

■報告■「IFLA/PACCアジア地域センターの最近の活動について」

那須 雅熙 (IFLA/PACCアジア地域センター長、国立国会図書館収集部司書監)

アジア地域センターは、IFLA/PACCの防災プログラムに協力し、活動することを要請されている。さらに最近、ブルーシールドの理念やIFLA復興開発パートナーシップにより、復旧支援活動において指導的役割を担うこ

とが期待されている。しかし、今回の地震・津波に関しては、被災国とのコミュニケーション、情報提供等の面で課題を残した。今年になって国内では、文化庁と外務省で、ハーグ条約の批准と国内法整備に向けての検討が進められている。また、日本でのIFLA基金設立は現状では困難と思われるが、一定のメカニズムは形成されている。

アジア地域センターの機能・役割は、IFLA/PACCの戦略計画や協定書、これまでの経験、地域内の保存ニーズや要望等によって定まる。この二、三年は、①アジア諸国の保存機関とのコミュニケーションの強化、②ネパール国立図書館への保存協力の実施、③日中韓の保存協力の推進等の活動を行ってきた。

質疑応答の前に、ジュニファー・ロイド氏 (IFLA/PACCオセアニア・東南アジア地域センター長代理) から、地域センター長であるコーリン・ウェブ氏がこのセミナーに寄せたコメントが伝えられた。その概要は、「今回の津波被害への対応ではいくつか課題のあることが明らかになったが、その後オーストラリアブルーシールド委員会が設置されたので、今後はもっと効果的な援助が可能となるだろう」というものである。

そして質疑応答では、国立公文書館から、展示会で募金を行い、四月に日本アーカイブズ学会での講演のために来日したインドネシア国立公文書館長に寄付をしたという報

告があったほか、ハーグ条約に基づく武力紛争の際の軍隊の文化遺産保護活動、市民レベルの支援活動、東京外国語大学アチエ文化財復興支援室の活動、日中韓の保存協力等について、回答・報告・意見等が述べられた。

なお、このセミナーの記録集は、後日『図書館研究シリーズ』に掲載し、公開する予定である。

\*このセミナーの全文を当館英文ホームページで公開しています。

(<http://www.ndl.go.jp/en/rlapac/news.html>)

(収集部資料保存課長 いさか きよのぶ)

## アジアIFLA/PACセンター長等会議

那須雅熙

出席者は、バーラモフ国際センター長(フランス国立図書館)、ロイド・オセアニア・東南アジア地域センター長代理(オーストラリア国立図書館)(NLA)、蔽向東中国地域センター長代理(中国国家図書館)(NLC)、ラフマナンタ・インドネシア国立図書館長、アマラシリ・スリランカ国立図書館長、李貴馥韓国国立中央図書館資料保存担当事務官、当館から吉永収集部長、井坂資料保存課長、筆者(収集部司書監・アジア地域センター長)の九名であった。会議の司会は、バーラモフ国際センター長が務めた。

まず、吉永収集部長の開会あいさつに続き、国際センター長がこの会議の開催趣旨について説明した。

### 各地域センターおよび各国の報告

次いで各地域センターおよび各国の現況報告に移り、最初に国際センター長が「アジアにおけるPAC活動と保存

協力」と題して、PAC活動と世界におけるネットワーク構築の沿革および地域センターの役割について述べ、アジアにおけるPAC活動の意義を説いた。NLAは、得意分野である電子情報の保存を中心とした最近の活動に加え、マイクロー化に関する研修資料の配布、東南アジア・オセアニアにおける保存プロジェクトベースの構築、ミャンマー等への研修事業について報告した。また、課題として、予算や人的資源の不足、各地域固有のニーズへの対応、センター間・図書館間のコミュニケーションの確立の必要性を挙げた。NLCは、二〇〇四年の地域センター設立以来の活動、特に国策として取り組んでいる「中国古典籍の保存計画」に関する諸標準の作成、調査について報告した。韓国国立中央図書館からは、現在の図書館、文書館の実態に鑑み保存を専門とする機関の設立、専門家の養成が急務としたうえで、国の保存センターとして同館が取組みを始

めた活動および今後取り組むべき課題について述べ、地域センターに対する支援協力を要請した。最後に、筆者がアジア地域センターの最近の活動と諸課題について報告した。インドネシアおよびスリランカの両国立図書館からは、セミナーの補足として、それぞれ被災図書館への救済活動予算の不足、国連からの支援金獲得のための調査にPACの協力が必要だったことが告げられた。また、PAC活動のみならず近隣諸国との協力の重要性や、南アジアにも、とりわけパームリーフ資料保存のための地域センターが必要であることが強調された。

#### 予備的意見聴取に基づいた討議

休憩をはさんで討議に入った。討議事項については、筆者が事前に、出席者全員に議論の枠組みを提示するとともに、各事項について質問し、各地域センターから予備的な意見聴取を行っていた。主要な討議事項は、センターの役割分担とネットワークの構築、保存ニーズ調査、保存協力活動、災害対策および復興支援、アジア固有の問題、東南アジア図書館人会議（CONSAL）やアジア・オセアニア地域国立図書館長会議（CDNLAO）の活用、今後の課題等であった。会議では、その紙上討論をふまえ、この順番に討議することとし、補足のほかに新たな意見が出される形で進められた。以下は、その全体のまとめである。

#### (一) 東南アジア・南アジアにおける当館とオーストラリア

国立図書館の協力と今後新設される地域センターとの関係  
東南アジアや南アジアの熱帯地方については、当館とNLAが協力し、新設センターを加えたネットワークを構築する。新設センターについては、タイのチェンマイ大学の提案提出を期待する。南アジアにも協力館を設置する方向で検討する。

#### (二) ネットワークの構築

NLCは、地域センターのウェブサイトを設ける計画がある。NLAは、コミュニケーションを維持していくための資源に一定の制約があり、簡便な方法を見つけたいと希望した。NLAと当館は、日常的なコミュニケーションを図ることにより、各国や各機関のニーズ、要望等の情報収集に努める。また、維持管理しているメーリング・リストを相互に交換し、共有することにより、地域センターと各保存機関および地域センター間のコミュニケーションおよび連携協力を活性化することとした。

#### (三) 保存ニーズ調査

ニーズ調査の企画と準備は容易でないこともあり、特定のテーマまたは地域に限定し、調査が必要であるかどうかについて、今後の状況を見ながらセンター間で協議することにした。NLCからは、電子化に伴う資料の損傷問題などを調査の対象にしてはどうかとの意見もあった。

#### (四) 保存協力活動

#### ① 保存情報サービス

NLAは、国際センターや地域センターの情報がどのように利用されているか確認し、さまざまなサイトから提供する情報サービスを調整する必要があると指摘した。

当館は、今後、可能な限り、保存関連情報の収集・管理・提供、資料保存に関するレファレンス・サービス、照会サービス、保存関連文献の刊行等を行うようにしていきたいと述べた。結論として、各地域センターは、英文のウェブサイトを構築し、そのサイトを通じて保存情報サービスを実施していくこと、また、各地域センター間で電子会議室（ディスカッション・リスト）を作成し運営することになった。

## ② 調査研究の奨励

NLAは、電子情報保存に関する調査研究等が続けたいが、地域の保存実務家にとってどんな調査が役に立つのかをもっと見極める必要があると述べた。それに対して、当館は、地域のニーズに即し、保存科学、各種メディアの保



センター長等会議風景

存、製本・修復技術、アジア特有の保存問題（パームリーフの修復・保存、熱帯環境、伝統的な紙等）等の調査研究を奨励し、保存情報サービスの一環としてその成果を普及するようにしてはどうかと提案した。

## ③ 教育、研修

NLAは、地域の研修ニーズに即して自分たちの研修プログラムを注意深く、想像力をもって見直し、将来、もっと研修活動を活発にしたいと述べた。当館は、今後、様々な原因により資料の劣化が進み危機的な状況にあるにもかかわらず、保存対策が十分に講ぜられない国々に対して、資料保存に関するワークショップ・セミナー等を積極的に開催するとともに、職員派遣、研修生受入れ等の研修事業を実施して保存技術者・管理者の養成に努めたいとの抱負を明らかにした。また、各地域センターで実施した研修事業については、相互に情報交換し、重複を避け、効果的な活動ができるようにすることが申し合わされた。

## (五) 災害対策（予防、対応、復旧）および復興支援

NLCは、災害対策は重要であり、コミュニケーションに意を注ぎ、プロジェクトの実現を推進すべきであると述べた。NLAは、とても重要な問題であるが、あまり積極的に対応してこなかった。地域の国立図書館が有効な防災計画をもっているのか、もっている所ではどう更新されているのかについての調査が必要だ。今回の津波には、どんな災害計画であれ太刀打ちできなかっただろうが、われわ

れのネットワークは機能しなかったとの反省を述べた。

IFLAから提案された「IFLA復興開発パートナーシップ」については、将来の可能性は認めるが、地域センターの役割や、現在の限られた資源の範囲で有効な役割を果たせるかどうか明確でなく、さらに関連情報が必要として、具体的な議論をすることでには至らなかった。

結論として、各地域センターは、国立図書館を中心に防災計画を整備するように働きかけ、計画の策定に向けて支援協力を行う。また、災害がおきた場合に、担当の地域センターが速やかに通知を受けられる体制を構築しておく。通知を受けた地域センターは、被災した図書館に対して、適切な応急措置についての情報サービスを行う。また、国際センターや各地域センターに連絡し情報を共有することとした。

#### (六) アジア固有の問題

NLCは、財政逼迫がアジアの問題であると述べた。多くの国立図書館は、温湿度、大気汚染対策が不十分であり、設備が整っていない。当館やNLAの提言に即して、パームリーフの保存や熱帯環境、特に信頼できる基盤のない環境における蔵書管理の問題については、専門家や新たにできる地域センターと連携して今後の対策について考えることとした。

#### (七) CONSAALやCDNLAOの活用

定期的なこれらの会議に、代表を派遣することは予算的

に困難だが、危機的保存問題の改善に関するCDNLAOへの定期的な報告など、これらの会議をうまく使って保存問題を討議することにした。また、CDNLAOニューズレターには、各地域センターが寄稿、広報を積極的に行うよう留意する。

#### (八) 東アジアにおける日中韓の保存協力について

中国は、協力のテーマとして、専門家の相互訪問、情報交換および、古典籍の保存にかかわる紙の研究・実験、磁気資料に関わる新しい技術などをあげた。韓国は、一昨年韓国で開かれた「日中韓資料保存会議」が今後も継続的に開催されること、特に電子資料の保存をテーマとすることを希望した。当館は、日中韓が共通する保存問題について協力し、将来、保存会議の開催、人物交流や技術提携等の事業を推進していくこと、NLCには国内センターであるが、将来における国際的保存協力活動への展開を希望した。

#### (九) 「アジアの地域センター行動計画」の策定

この会議での合意事項について、アジアからの意見として「IFLA/PAC戦略計画二〇〇六―二〇〇八」に盛り込む。さらにその戦略計画を受けて、この四月以降の早い時期にアジア全体の行動計画を策定することが了承された。その場合に、NLAの言うように、ビジョンと現実、地域的ニーズとわれわれができることとのバランスを考えると肝要であろう。とりまとめは、当館が進める。

おわりに

当館は平成元年にアジア地域センターの指定を受け、これを機に「保存協力プログラム」を定め、国際、国内双方を視野に収めた保存協力活動を推進してきた。国際的保存協力については、同プログラムの活動方針に「国際的には、IFLA/PACアジア地域センターの活動を軸とする。」とされている。しかしながら、センターの活動は、これまで国内向け活動の比重が高く、国際的活動、特にアジア地域への協力活動が十分ではなかった。そのため、センターは「国立国会図書館ビジョン二〇〇四」の「協力事業の推進」に対応した重点目標「国際図書館連盟（IFLA）との連携及びアジアの図書館との交流を中心として、国際的な図書館連携を強化する。」の一環として、アジア地域における情報共有の促進、アジアの国立図書館等への協力等を推進し、センターの国際的活動の強化に取り組んでいる。

一方、PACコア活動は、国際センター長の交代に伴い、三月七日から一〇日にかけてフランス国立図書館で開催された一連の「センター長会議」等において、「IFLA/PAC戦略計画二〇〇六―二〇〇八」を審議した。今後の活動はこの戦略計画に基づいて実施される。既述のように、アジアでは、アジアセンター長等会議での合意に基づき、四月以降の早い時期にアジア全体の行動計画を策定する予定である。それを受けて、当館は、七月までに「アジア地

域センター活動計画二〇〇六―二〇〇八」を策定することになっている。

また、今年のIFLAソウル大会のサテライト・ミーティングの一つとして、八月一六日～一七日に「アジアにおける資料保存」をテーマとしたプレコンファレンスを当館で開催する予定である。主催は、IFLAの資料保存分科会、アジア・オセアニア分科会、PACコア活動で、国立国会図書館が共催する。二部構成とし、第一部はアジアの資料保存をめぐるさまざまな問題、第二部はアジアの文書遺産のマイクロ化、電子化を取り上げ世界各地からその分野における代表的な講師を招へいすることになっている。さまざまな理由で危機的な状況にあるアジアにおける資料保存の実態を把握し、保存ニーズを明確にして、現在の保存活動を調整するとともに将来の保存協力のあり方について論議することになっている。

活動計画に加え、プレコンファレンスの開催により、センターの活動方針がさらに明確になるであろう。それに基き、PAC国際センターやアジアの各地域センターと緊密な連絡を取り合うとともに、国際協力機構、国際交流基金、各種財団等の国際協力機関から財政的支援を得て、またアジア各国で実施されている日本の保存協力事業との連携により、国立図書館を中心としたアジア諸国の保存関係機関に対する具体的な支援協力活動を推進していく考えである。

（書誌部長 ますまさき）

## 本屋にない本

国立国会図書館は、法律によって定められた納本の制度により、日本国内の出版物を広く収集しています。このコーナーでは、主として取次店を通さない国内出版物を取り上げて、ご紹介します。

### 『赤い鳥』と『少年倶楽部』の世界

山梨県立文学館編・刊 (〒400-0065 山梨県甲府市貢川一丁目五―三五) 二〇〇五・四七二頁 A4 (KG411.H46)

『赤い鳥』と『少年倶楽部』という雑誌は、日本の児童文学史に一時代を築いた存在として広く知られている。同時にこの両誌は、児童雑誌が芸術系と大衆系に分離する時期に、それぞれの潮流を代表するものでもあった。

本書は、両誌を中心に草創期からの児童文学史を振り返った、山梨県立文学館による企画展の図録である。流れとしては、冒頭で日本の「児童文学の夜明け」について概観したあと、『赤い鳥』、次いで『少年倶楽部』について多面的に紹介するという構成をとっている。

る。また、誌面・掲載作品の原稿・執筆者の手紙などの写真は豊富であり、児童文学を専門としない人にも、本書を読めば二つの雑誌の歴史と性格がイメージできるようになっている。

『赤い鳥』は、一九一八年に鈴木三重吉によって創刊され、「正統派」の児童文学雑誌として一世を風靡した。創刊号に掲載されていたのが、芥川龍之介「蜘蛛の糸」である。本書にはこの作品の原稿や挿絵原画、あるいは芥川から鈴木宛の書簡などが掲載されており、当時の雰囲気をしるべることができる。同誌は、北原白秋・有島武郎・島崎藤村・小川未明などそうそうたる執筆陣に恵まれたが、一九二九年には、経済的理由で一時期休刊を余儀なくされる。その後一時復刊したものの、鈴木三重吉と北原白秋との決裂といった事態も発生し、一九三六年に鈴木が死去すると終刊の時を迎えるのである。

奇しくもこの一九三六年という年は、本書で砂田弘氏が指摘しているように(二九ページ)、『少年倶楽部』が「最高発行部数七十五万部を記録」した年でもあった。その意味で、一九三六年は児童文学史上のエポックメイキングな年と言えるが、同時に無視できないの

は、この年にはかの「二・二六事件」も発生しているという事実である。軍国主義が「時代精神」となる状況では、仮に鈴木三重吉が存命であっても、『赤い鳥』のような純粹芸術雑誌は生き残りにくかったろう。逆に、こうした「時代精神」に良くも悪くも適応してしまったのが、『少年倶楽部』であった。

『少年倶楽部』の創刊は、『赤い鳥』の創刊よりも以前、一九一四年にさかのぼる。しかし、同誌がその黄金期を迎えるのは、一九二一年に加藤謙一が編集責任者の地位についてからである。誌面の中心は、講談調の読物や偉人伝から、本格的な大衆少年小説に移行していった。そして『少年倶楽部』は、ライバル誌『日本少年』を抑えて、少年雑誌を代表する存在へと躍り出るのである。

加藤が編集責任者となった頃の「時代精神」は、大正デモクラシーであった。一九二〇年代までの同誌の代表的作品としては、吉川英治「神天馬侠」・佐藤紅緑「あゝ玉杯に花うけて」などがあるが、総じて歴史小説やオーソドックスな立身出世物語が目立つ。しかし三〇年代に入ると、山中峯太郎「敵中横断三百里」「亜細亜の曙」に象徴されるような、軍国調・大アジア主義的な作品も掲載される

ようになる。山中作品については本書四四、四五ページに特集されているが、その前後で『少年倶楽部』という雑誌の雰囲気を変化していることを、資料から感じ取ることができる。

もちろん、この時期の同誌に軍国調の作品ばかりが掲載されていたわけではない。南洋一郎「密林の王者」・江戸川乱歩「怪人二十面相」のような、新しいタイプの冒険活劇・推理ものも人気を呼んでいた。しかし日中戦争開始後の「時代精神」は、『少年倶楽部』にそうした「遊び」をも許さなくなっていく。一九三八年、内務省図書課によって「児童読物改善に関する指示要綱」が出される。そして、一九四一年には田河水泡「のらくろ」までが連載中止命令を受け、その誌面は「軍国調一色」（佐藤忠男氏、本書四〇ページ）と化してしまうのである。戦後、同誌は『少年クラブ』と改題して再起を図るが、往年の勢いはなく、一九六二年ついに『週刊少年マガジン』に吸収合併され、その幕を閉じるのであった。

本書を通読すると、上記のような『赤い鳥』『少年倶楽部』両誌の対照的性格と、それぞれのある意味で悲劇的な歴史が鮮やかに浮かび上がる。極めて有意義な図録である。

(平岡 章夫)

国立国会図書館の編集・刊行物

レファレンス 六六二号 A 4 九八頁

民主主義の現代化／ブータン王国新憲法草案の特徴及び概要／科学技術リテラシーの向上をめぐる／学校運営協議会制度における評価と支援のあり方を巡って

月刊 税 送料込み 八三二円(有)

外国の立法 立法情報・翻訳・解説

第二二七号 A 4 一七六頁

【翻訳・解説】

ヨーロッパにおける患者の権利法／「欧州政党」に対する欧州連合の公的助成制度／英国2005年賭博法―カジノの規制緩和／フランスの新たな行政改革の手法―委任立法による法と行政の簡素化／ドイツにおけるDNA型鑑定の活用範囲を拡大するための法改正／韓国の公職選挙法におけるインターネット関連規定

【短信】

アメリカ 2001年初等中等教育改正法(NCLB法)の施行状況と問題点／アメリカ テロ対策と出入国管理関連の立法動向―2001年米国愛国者法から2005年

REAL ID法まで―アメリカ 連邦最高裁判所判事の人事をめぐる―アリート判事の人事成立までの動きを中心に―ドイツ 尊厳死法制化に関する最近の動向／ロシア 連邦制の再編／中国 公務員法の施行／タイ 「非常事態勅令」の法制化―南部イスラム暴動に関連して―

季刊 一、八九〇円(紀)  
(ISBN4-87582-632-X)

入手のお問い合わせ

(有)有隣堂印刷(株) 1404東京都品川区南品川全一〇〇

(紀)紀伊國屋書店 15013東京都渋谷区東二一三二一

特に記載のないものは税込価格です。

第五四〇号(二〇〇六年三月)の訂正とお詫び

一四頁の表七行目の講師名  
鈴木敦 同館教授となつていますが、  
正しくは、鈴木淳 同館教授でした。  
お詫びして訂正いたします。

## 第四六回 科学技術関係資料整備審議会の開催



平成一八年二月六日、国立国会図書館（東京本館）において第四六回科学技術関係資料整備審議会が、審議会委員九名の出席のもとに開催された。当館からは、

黒澤館長、安江副館長（当時）ほか二名が出席した。まず進行役の岡田幹事（主題情報部長）から、審議会委員の異動について報告した。文部科学省審議官、国立情報学研究所長の交替に伴い、それぞれ後任の藤田委員、坂内委員が、日本原子力研究所の組織変更により日本原子力研究開発機構理事長の殿塚委員が新たに就任した。

黒澤館長のあいさつに続き、委員長の選出が行われ、前期に引き続き長尾委員が委員長に選出された。また、委員長から、委員長代理として名和委員が指名された。

岡田幹事から以下の三点について報告を受け、懇談を行った。

（一）平成一七年度における科学技術関係情報整備に係る  
取組み

国立国会図書館の科学技術関係情報整備に係る取組みとして、平成一七年度および一八年度科学技術情報整備予算

当館所蔵科学技術資料の概要、科学技術関係の電子資料の導入状況、文献提供サービスや科学技術情報コンテンツの作成など科学技術情報の提供の現状、デジタルアーカイブの構築について報告した。

（二）総合科学技術会議「諮問第五号『科学技術に関する基本政策について』に対する答申」（国立国会図書館関係部分）

答申の第三章三（五）研究情報整備の基盤の中の「研究情報の利用環境の高度化を図るため、（中略）大学図書館、国立国会図書館等の機能強化や連携促進を進める。」という文言を紹介し、この答申を受けてさらに科学技術情報の整備に取り組む姿勢を表明した。

（三）国立国会図書館「第二期科学技術情報整備基本計画（素案）」

平成一六年一二月六日に科学技術関係資料整備審議会から国立国会図書館長に提出された「電子情報環境下における国立国会図書館の科学技術情報整備の在り方に関する提言」を受けて、国立国会図書館が今後五年間（平成一八年度から二二年度）に達成すべき科学技術情報整備の基本方針および施策を定めるものとして現在策定中である「第二期科学技術情報整備基本計画」（以下、第二期基本計画）の素案を報告した。

第二期基本計画は、国立国会図書館が、国の科学技術情報基盤整備の一環として科学技術情報の収集・保存・提供機能を拡充・強化することにより、立法補佐機関として科学技術に関連した課題について国会に対し一層効果的な情報提供を実現するとともに、研究者・技術者の需要を充足し、さらに国民全体の科学技術情報の利用を促進することを目的としている。そのため、これまでの事業の充実を図るとともに電子図書館事業を推進することにより、次に掲げる目標の実現を目指すものである。

・ 国内で生成された科学技術関係電子情報の包括的収集および提供

・ 全体の科学技術情報基盤整備に資する外国科学技術情報の整備および活用

・ 各種科学技術関係情報源への総合的アクセスを可能にするシステム構築

国立国会図書館からの報告を受けて、委員から次のような意見が出された。

・ 電子情報環境の進展にあわせた、世界に対抗する戦略的な知の収集と発信を早急に進めるべきであり、関係機関とビジョンの共有をはかり、各機関の特徴を活かして協力しあうことが必要である。

・ デジタルアーカイブについては、大学図書館で進みつつある機関レポジトリにも充分配慮してもらいたい。  
・ 電子情報の長期的な保存と利用には課題が多いので、国立国会図書館を中心に将来のアクセスを保証する研

究を進めてもらいたい。

・ 国立国会図書館には永続的なアーカイブを期待したい。  
・ 科学技術の世界では、過去の研究成果が活用されることがあるので、情報を蓄積しておくことが重要である。  
・ 情報が氾濫している社会の中では、図書館には研究情報や学術情報の質を保つことも求められる。  
・ 欧米や中国などの科学技術政策についての情報も積極的に収集し、提供してほしい。

国立国会図書館では、委員の意見を参考に第二期基本計画を策定し、計画を推進していく予定である。

(主題情報部科学技術・経済課)

◎ 審議会に関する情報

および答申等の全文は、当館ホームページ <http://www.ndl.go.jp> — 「国立国会図書館について」 — 「科学技術関係資料整備審議会」に掲載されている。

#### 第46回科学技術関係資料整備審議会出席委員

朝倉 均	国際医学情報センター理事長
沖村 憲樹	科学技術振興機構理事長
倉田 敬子	慶應義塾大学文学部教授
坂内 正夫	情報・システム研究機構国立情報学研究所長
塚原 修一	国立教育政策研究所高等教育研究部長
土屋 俊	千葉大学文学部教授
長尾 真	情報通信研究機構理事長
名和小太郎	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター客員教授
藤田 明博	文部科学省大臣官房審議官

(以上敬称略、50音順)

## 第一回「国立国会図書館と大学図書館との連絡会」開催

標記連絡会を平成一八年二月二日、当館において開催した。この連絡会は、昨年一月二日に行われた平成一七年度「国立国会図書館長と大学図書館長との懇談会」において、大学図書館と当館に共通する課題について政策的および実務的な観点から問題を協議し、両者間の連携協力を推進するため設置すべきとの提案がなされたことに基づき、新設されたものである。

大学図書館と当館との間では、例年秋に右記の懇談会を開催してきたが、年一回の館長レベルの懇談会では協議しきれない実務的な問題についてさらに詳細に検討し、実務レベルでの情報交換と協力関係を進めるため、新たに連絡会を設置し、年数回の頻度で開催することになった。連絡会の下には、協議事項の内容に応じてワーキンググループを設置して、その検討結果は連絡会に報告し、最終的に連絡会の活動概要を懇談会において報告することとした。

連絡会設置にあたっては、当館と国公私立大学図書館協力委員会との間で「国立国会図書館と大学図書館との連絡会」の設置に関する覚書を取り交わした。

連絡会の構成としては、当館からは総務部司書監、同支部図書館・協力課長、同企画課長、関西館事業部図書館協力課長が常時出席し、大学図書館側からは国公私立大学図書館協力委員会の常任幹事会を構成する大学図書館五館

(国立一館・公立一館・私立二館)から参加するものとした。また、オブザーバーとして文部科学省、国立情報学研究所等に出席を依頼することとした。事務局は当館の総務部支部図書館・協力課が務める。

第一回連絡会では、大学図書館からは五館八名、当館から一〇名、ほかにオブザーバーとして文部科学省研究振興局情報課と国立情報学研究所開発・事業部コンテンツ課から各一名の参加を得た。

連絡会の設置目的、検討課題等が確認された後、当館と主に大学図書館の間の図書館間貸出・複写の手段として平成八年度から利用されているNDL・ILLの今後について、当館からの報告に続いて活発な協議が行われた。この件については更なる検討のためワーキンググループを設置することが合意された。次に、大学図書館から国内博士論文の現状と電子版作成公開および電子媒体の扱いに関する問題点が提起された。大学における機関リポジトリの進展等により、学位論文の電子媒体化が急速に進むことが想定されることから、これからも継続して情報交換を密にしていくことが必要との認識が共有された。

今後この連絡会を軸として、大学図書館と当館との連携協力を更に発展させていくことを期する第一回の会合となった。

(総務部支部図書館・協力課)

## 「第一三回総合目録ネットワーク参加館フォーラム」報告

平成一八年二月三日、国立国会図書館関西館において、総合目録ネットワーク参加館フォーラムを開催した。参加館四三館四八名のほか、関係機関等の参加者とおわせて七〇名の参加があった。

当館からは、まず、豊田図書館協力課長から平成一七年度の事業経過を報告した。また、当該年度の新規参加については、政令指定都市立図書館では二市から二つの分館が、市区町村立図書館では二九の都道府県から六〇館が新たに参加し、平成一八年二月現在の参加館は九八七館となったこと等、当事業の現況を説明した。次に、梶田図書館協力課総合目録係長から、当事業の中期計画の策定に向けた課題整理と、総合目録データベースと都道府県の総合目録ネットワークとの統合検索への拡張、事業参加館構成の改編、円滑な相互貸借のための支援強化等、中期的な方向性についての考え方を提示した。

当館の報告事項に係る質疑では、現在のデータ提供館と各都道府県の総合目録ネットワークとの関係や、相互貸借資料の搬送経費の課題等の発言があった。

参加館からは、沖縄県立図書館資料課主事又吉賢一氏から、実践を通じた「デジタルの価値と可能性」をテーマに、同図書館における郷土資料のマイクロー化・デジタル化とデ

ジタルコンテンツの製作、遠隔地の利用者を対象とした移動展等による県民への広報活動の取組み、「今後の沖縄県立図書館の在り方」の策定状況について報告があった。

意見交換では、沖縄県立図書館の取組みの詳細について質問があったほか、総合目録ネットワークシステムを通じた相互貸借の運用管理に関する質問があったほか、各都道府県の総合目録ネットワークが、統合検索されるために必要とされるシステムの推奨環境を提示してほしいという要望があった。

当事業の中期的な方向性については、引き続き全参加館を対象に意見募集を行う予定である。なお、平成一八年度も新規参加館の募集を実施する予定である。

(関西館事業部図書館協力課)



## 平成一七年度レファレンス研修

国立国会図書館では、平成一八年二月二日、三日の二日間、関西館において、平成一七年度レファレンス研修を実施した。

この研修は、レファレンス業務を担当する中堅職員を対象としたもので、今回が三回目の開催となる。今回から、公共図書館に加えて、大学図書館も参加対象とし、また、初めて関西館で実施した。近隣府県を中心に西日本からの申込みが多く、調整の結果、当日は、公共図書館一三名、大学図書館一名、計二四名の参加があった。

はじめに、当館主題情報部参考企画課職員が、レファレンスを巡る今日の課題について、公共図書館と大学図書館の状況を整理しながら概観した。一日目の午後は、齋藤泰則



ワークショップの風景

明治大学文学部助教を講師に迎え、レファレンス・プロセス、レファレンス・インタビュアー、レファレンス・コレクションの形成の理論について、参加者が事前に提出したレファレンス・インタビュアーについての課題の分析も交えながら、講義を行った。

二日目は、まず、関西館事業部電子図書館課職員が、レファレン

ス事例作成のための基本的な考え方や事例の活用方法、  
「レファレンス協同データベース事業データ作成・公開に関するガイドライン」(注) に基づいて説明した。午後は、  
主題情報部人文課職員が、人文科学系資料のレファレンス・  
ツールについて、人物調査や系図資料の調べ方などのテーマ別に、インターネット上のツールも含め複数のツールを比較しながら、紹介した。

最後に、研修のまとめとしてワークショップを実施した。ワークショップでは、参加者が事前に提出した自館のレファレンス事例や、レファレンス・サービスの現状・課題を題材に、レファレンス・インタビュアーの効果的な使い方やレファレンス・サービスの改善について、グループで検討・発表を行った。

終了時に実施したアンケートでは、レファレンス業務の理論付けによって自分の仕事の見直しができた、日常のレファレンス記録業務の整理・再確認ができた、他館の方々と意見交換や問題共有ができたなどの意見が寄せられ、好評であった。今後も、基本的にこのような形で、この研修を続けていきたいと考えている。

(注) 当館ホームページで全文をPDFでご覧いただけます。

<http://crd.ndl.go.jp/jp/library/guideline.html>を参照。

(関西館事業部図書館協力課)

## 平成一七年度法令議会資料・官庁資料研修

国立国会図書館では、平成一八年三月二日、三日の二日間、東京本館において、標記研修を行った。平成一四、一五年度に続き、三回目の実施となる。

この研修は、法令議会資料および官庁資料について、情報源とその利用方法を把握し、レファレンス・サービスの向上に資することを目的として行っている。基礎的内容を中心としながら、応用面も視野に入れており、今回は、公共図書館一〇名、大学図書館一名、専門図書館三名、計二四機関二四名の参加があった。

一日目午前の「国の情報の提供と図書館」では、根本彰東京大学大学院教育学研究科教授から、政府情報流通・保存について、日米の体制、インターネット上での提供が進んだ現状、また図書館の役割について講義があった。

午後には、当館調査及び立法考査局議会官庁資料課職員が「日本の官庁資料」と題し、その特徴、代表的資料群、冊子体やインターネット上の検索ツールについて説明し、それらのツールを用いた演習も行った。

続いて一日目の講義全体について質問を受け付け、その後、議会官庁資料室および議会官庁資料課所管の書庫を見学し、研修生に実際の資料を見ていただいた。

二日目は、午前清水ゆかり日野市立図書館市政図書室分館長から、「日野市立図書館市政図書室の行政情報の収集と提供」と題し、熱心な取組みで知られる同図書室の行政情報の収集と提供について、具体的なエピソードを交えての報告があった。

午後の「日本の法令資料・議会資料」では、議会官庁資料課職員三名が、法令の形式と沿革、議会資料の特徴と検索、法令資料の特徴と検索について説明した後、当館ホームページ上で提供している日本法令索引データベース、国会会議録検索システムや、無料で公開されているインターネット上のツールを実際に操作しながら演習を行った。

最後は、二日間全体についての質疑のあと、講師からの意見・感想を受け、まとめとした。

研修終了後のアンケートでは、基本となる知識が押さえられていて整理ができた、様々な視点からの説明で役に立つ内容だった等の意見があった。一方で、各日午後の演習については、自分で考えながら検索を行う時間をもっと増やしてほしいという声もあった。全体としては、研修の構成、講義内容とも、おおむね好評であった。

(関西館事業部図書館協力課)

## フィンランド国立図書館長カイ・エクホルム博士招へいの概要

平成一八年三月一日から五日までフィンランド国立図書館 (National Library of Finland) の館長、カイ・エクホルム博士 (Dr. Kai Ekholm) を招へいし、講演会と当館幹部職員との懇談会を開催した。

フィンランド国立図書館はヘルシンキ大学図書館を兼ねている。ウェブアーカイビングや電子情報の長期的保存、国民に対する電子ジャーナルの提供等、電子情報に関して先進的な取組みを行うと共に、北欧各国の国立図書館などと電子情報に関する協力を積極的に推進している。

エクホルム館長は滞在中、東京本館、国会分館（議事堂見学も含む）および国際子ども図書館の視察を行った。

【カイ・エクホルム博士】

二〇〇一年、フィンランド国立図書館長に就任。ヘルシンキ大学教授、ヨーロッパ国立図書館長会議 (CENL) ネットワーク標準に関するワーキンググループ議長。



■講演 「フィンランド国立図書館における電子情報への取組みと国民へのサービス」 ■ ■ ■

◎欧州の現状

知識社会には三つの段階がある。第一は計画段階である。第二は一部の電子化事業や機関間の協力事業を開始しているがまだ安定した予算措置がなされていない段階であり、欧州の多くの国々がこの段階にある。第三は恒久的な協力体制や予算措置が整い、長期的な保存に向けて動いている段階だが、この段階に到達している国はない。

◎フィンランド国立図書館の戦略

フィンランド国立図書館は第二段階から第三段階への過渡期にある。収集、コンテンツの電子化、提供、アーカイブの四つは一連のプロセスであり、どれが欠けても成り立たないというデジタルバリューチェーンの考え方にのっとり電子情報への取組みを進めている。

収集の面では、学術分野の電子ジャーナルについて二万誌をカバーしている。電子化したコンテンツには新聞七〇万ページ、その他資料一〇万ページほどがあり、よく利用されている。提供についてはまだ完全な方法がなく、インフラ整備を今後五〜六年かけて進めていく。アーカイブは欧州の多くの国でもまだ欠けている部分であり、フィンランドでも現在長期保存に向けた法律の整備中である。

◎三つのシステム

電子情報の提供は三つのシステムによって行っている。

全国情報検索ポータルであるNELLI (National Electronic Library Interface)、大学図書館の電子コレクションのアーカイブであるDOMS (Digital Object Management System)、電子的目録の維持管理を行う統合システム (Integrated Library System) である。これらのシステムは共通のインターフェースで連携している。

### ◎これからの国立図書館の役割

従来は資料の保存・保護であったが、新しい役割は情報の提供である。グーグル等情報へのクイックアクセスの手段に対し、図書館は長期にわたる良質の情報を提供する機関である。ただし、それを十分に提供する環境が整っていないことが今後の課題である。

### ■当館幹部職員との懇談会

懇談会では館長をはじめとした当館の幹部職員とエクホルム館長とで意見交換を行い、前日の講演会の内容の補足や電子図書館事業の進め方などについての現状を聞いた。

### ◎ネットワーク系電子出版物の収集・提供

法案は完成したが成立はしていない。すでに出版社からは暗号化しての納入を進めている。また歴史的資料の収集や九〇年代にインターネットで公開されていた資料の購入も進めている。提供は六つの納本図書館のネットワーク内で行い、外部に対してはポータルでフィルタをかけ、著作権の問題のないもののみ許可している。倫理的な理由での

フィルタリングは欧州において一般的に重要視されていない。

### ◎資料電子化

著作権の問題なしに電子化可能な一九二〇年代までの資料を中心としている。納本図書館は電子化において特別な権利が法律で保障されているが、著作権のあるものについては著作権団体と協力して進めている。利用された時点で代償金を払う制度があるが小額である。

### ◎民間によるロボット収集の問題

どの程度深いところまでロボット収集の巡回を許すかが課題。図書館資料の目玉だけを持って行かれ、利用者にはそれが図書館の資料であることが知らされない場合もある。しかし収集を禁止すると誰からも利用されなくなる。グーグルなどは協力できるところは協力するという戦略的な対応をしていかなければならない。利用者の意向を尊重することも必要である。

なお、講演会の資料は、当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>)「国立国会図書館について」―「国際協力活動」―「国際協力関係ニュース」に掲載する予定である。

(総務部支部図書館・協力課)



## 国立国会図書館の平成一八年度予算について

国の平成一八年度予算は、平成一八年三月二十七日に成立した。国立国会図書館の平成一八年度歳出予算額は二三一億六、六一二万二、〇〇〇円である。前年度の当初予算額と比較すると、約七億八、〇〇〇万円の減額となったが、これは主として、平成一三年度補正予算（第二号）により支出した改革推進公共投資国立国会図書館施設費の償還が、平成一七年度限りで完了したためである。

### 一 デジタル・アーカイブの構築

#### (1) デジタル・アーカイブシステムの構築

ネットワーク上の情報資源の散逸を防ぎ、収集・保存に努めるとともに、電子化された資料への広範なアクセスを確保するため、平成一七年度から、電子情報を収集、保存、提供するデジタル・アーカイブシステムの構築を行っている。平成一八年度においては、システムの調査・設計等に必要経費として、約七億三、〇〇〇万円が計上された。

#### (2) 電子図書館コンテンツの構築

平成一三年度から段階的にコンテンツの整備を行っており、平成一八年度においては、明治期刊行図書の電子化を完了し、大正期刊行図書の電子化等を行う予定である。こ

のために必要な経費として、約二億六、〇〇〇万円が計上された。

### 二 電子図書館の基盤整備

#### (1) 電子図書館基盤システムの運用および更新・改修

東京本館、関西館および国際子ども図書館の三施設が一体となって機能し、有機的に連携した図書館サービスを提供するため、電子図書館基盤システムの運用および更新・改修に必要な経費として、約二三億三、〇〇〇万円が計上された。

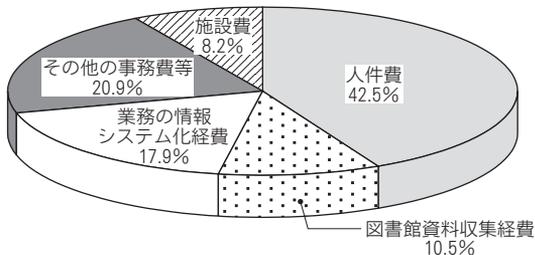
#### (2) 帝国議会会議録データベースの構築

帝国議会会議録データベースのデータ入力に必要な経費として、約四、〇〇〇万円が計上された。

#### (3) 電子ジャーナルの提供

科学技術情報の充実を図るために、東京本館および関西

予算の費目別構成比（平成18年度）



平成18年度歳出予算額

(単位：千円)

(項) 国立国会図書館	21,261,880
人件費	9,832,611
国立国会図書館共通経費	297,172
東京本館運営経費	2,138,488
業務の情報システム化	4,146,412
立法調査業務	333,515
国際子ども図書館運営経費	610,474
関西館運営経費	1,916,833
図書館資料の購入費	888,516
うち納入出版物代償金	390,249
国会会議録フルテキスト・データベースシステム管理運用経費	85,204
科学技術関係資料の収集整備に必要な経費	1,012,655
(項) 国立国会図書館施設費	1,904,232
防災監視設備改修工事費	700,522
新館改修工事費 (書籍搬送設備改修)	272,769
新館改修工事費 (第一期建築・電気設備・機械設備改修)	240,234
新館改修工事費 (新館・本館連絡通路改修)	209,584
新館改修工事費 (衛生・エレベータ設備改修)	171,416
本館外壁補修工事費	117,149
厨房排水油脂分除外施設設置工事費	56,402
本館耐震・保全調査費	53,344
代々木上原職員宿舍改修工事費	13,692
国際子ども図書館の施設拡充のための敷地調査及び建築調査費	9,266
関西館用地取得費	22,029
東京本館庁舎整備費	37,825
計	23,166,112

館において電子ジャーナルを提供するための経費約二億五、〇〇〇万円が計上された。

三 施設整備

(1) 新館改修工事

東京本館の新館について、すでに着手している書籍搬送設備改修工事(約二億七、〇〇〇万円)、新館・本館連絡通路改修工事(約二億一、〇〇〇万円)、衛生・エレベータ設備改修工事(約一億七、〇〇〇万円)に加え、第一期建築・電気設備・機械設備改修工事(約二億四、〇〇〇万円)に必要な経費が計上された。このうち、第一期建築・電気設備・機械設備改修については、平成一八年度から三か年の国庫債務負担行為(総額約二億二、〇〇〇万円)が認められた。

(2) その他のおまな改修工事等

東京本館の防災監視設備改修工事(約七億円)、本館外壁補修工事(約一億二、〇〇〇万円)、厨房排水油脂分除外施設設置工事(約六、〇〇〇万円)、本館耐震・保全調査(約五、〇〇〇万円)のほか、代々木上原職員宿舍改修工事(約一、〇〇〇万円)、国際子ども図書館の施設拡充のための敷地調査及び建築調査(約一、〇〇〇万円)等に必要な経費が計上された。このうち、代々木上原職員宿舍改修工事については、平成一八年度から二か年の国庫債務負担行為(総額約七、〇〇〇万円)が認められた。

(3) 関西館第二期建設用地取得

平成一四年度から行っている関西館第二期建設用地の取得については、約二、〇〇〇万円が計上された。

(総務部会計課)

# 月例報告

## 法規の制定

### 解説

内規第一号は、展示委員会の所掌事務にいわゆる電子展示会に関する事務が加わること等に伴い、所要の規定を整備したものである。

内規第二号は、レファレンス協同データベース事業の改善に関する企画に参画する「レファレンス協同データベース事業の企画協力員」の設置等について定めたものである。

内規第三号は、国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）の改正等に伴う所要の規定の整備を行ったものである。

内規第四号は、児童ポルノが児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童ポルノに該当するおそれのある資料については、国立国会図書館資料利用制限措置等に関する内規（昭和六十三年国立国会図書館内規第六号）の特例として、裁判による確定等の客観的な事由がなくても利用制限措置を採ることができるものとする。

ともに、その場合の調査審議の手続等を整備したものである。

館長決定第一号は、国会職員の給料表の改定に伴う所要の規定の整備を行ったものである。

規則第一号及び内規第五号は、学術文献録音テープ等に関する事務の関西館への一本化、レファレンス協同データベース関係事務の所掌の変更、関西館事業部電子図書館課の所掌事務の見直し、調査及び立法考査局国会レファレンス課その他の課における係の再編等に伴い、規則第一号は課レベルの事務について、内規第五号は係レベルの事務について所要の規定を整備したものである。

規程第一号は、職員（館長・副館長を除く。）の定員を六人減らし九百三十二人としたものである。

規程第二号及び内規第六号は、国会職員の給料表の改定及び商法の新株引受権制度の廃止に伴い、所要の規定を整備したものである。

以上の法規は、規程第二号の一部の規定を除き、平成十八年四月一日から施行される。

（内規第一号）

国立国会図書館展示委員会内規の一部を改正する内規

（平成十八年三月二十四日制定）

国立国会図書館展示委員会内規（昭和六十二年国立国会図書館内規第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「その所蔵する図書館資料及びその他の関係資料を用いて行う展示（国際子ども図書館において行う）」を「展示会（国際子ども図書館の所掌に属する）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この内規において「展示会」とは、特定の主題に関する図書館資料及び電子情報（インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を通じて発信された図書館資料と同等の内容を有する情報をいう。）に関する展示及び電子図書館による奉仕（インターネット等を通じて館が発信する情報を用いて行う図書館奉仕をいう。）をいう。

第二条中「展示」を「展示会」に改める。第六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（小委員会）」を付し、同条を次のように改める。

第六条 委員会に、常設展示（館内の所定の場所において継続的に実施する展示会をいう。）の企画、運営計画及び実施に関する事務を分掌させるため、常設展示小委員会を置く。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、常設展示以外の展示会の企画、運営計画及び実施に関する事務を分掌させるため、小委員会を置くことができる。

3 前項の小委員会は、必要に応じ、複数置くことができる。

第七条の前の見出しを削り、同条第一項中「小委員会」を「常設展示小委員会及び前条第二項の小委員会（以下「小委員会」と総称する。）」に改める。

第九条第一項を次のように改める。

小委員会に、班を置くことができる。

第十条第二項中「展示」を「展示会」に、「関係部局」を「関係部局等」に改める。

#### 附則

この内規は、平成十八年四月一日から施行する。

（内規第二号）

レファレンス協同データベース事業の

企画協力員の設置に関する内規

（平成十八年三月二十四日制定）

#### （目的及び設置）

第一条 国立国会図書館が実施するレファレンス協同データベースの事業の改善に資するため、国立国会図書館に、レファレンス協同データベース事業の企画協力員（以下「企画協力員」という。）若干人を置くことができる。

#### （委嘱及び任期）

第二条 企画協力員は、レファレンスに関する学識経験を有する者のうちから、館長が委嘱する。

2 企画協力員の任期は、二年とする。ただし、再任することを妨げない。

#### （任務）

第三条 企画協力員は、レファレンス協同データベースの事業の改善に関する企画に参画する。

#### 附則

この内規は、平成十八年四月一日から施行する。

（内規第三号）

国立国会図書館文書決裁内規の一部を

改正する内規

（平成十八年三月二十四日制定）

国立国会図書館文書決裁内規（平成二年国立国会図書館内規第五号）の一部を次のよう

に改正する。

別表（4 総務部人事課）の表番号46の項中「テ」を「ト」に改め、同表番号52の項中「ヤ」を「ヨ」に改め、同表番号53の項中「カ」を「キ」に改める。

別表（13 主題情報部）の表番号1の項中「カ」を「キ」に改める。

別表（15 関西館）の表番号80の項中「カ」を「キ」に改め、同表中番号83の項を番号84の項とし、番号82の項を番号83の項とし、番号81の項を番号82の項とし、番号80の項の次に次のように加える。

（略）

#### 附則

この内規は、平成十八年四月一日から施行する。

（内規第四号）

児童ポルノに該当するおそれのある資料についての国立国会図書館資料利用制限措置等に関する内規の特例に関する内規

（平成十八年三月二十四日制定）

#### （趣旨）

第一条 この内規は、児童買春、児童ポルノ

に係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。以下「児童ポルノ法」という。）の趣旨にかんがみ、児童ポルノに該当するおそれのある資料について、国立国会図書館資料利用制限措置等に関する内規（昭和六十三年国立国会図書館内規第六号。以下「利用制限内規」という。）の特例を定めるものとする。

（利用制限措置を採ることができる資料の特例）

第二条 児童ポルノ法第二条第三項に規定する児童ポルノ（以下単に「児童ポルノ」という。）に該当するおそれのある資料（国立国会図書館（以下「館」という。）が収集した図書館資料をいう。以下同じ。）は、利用制限内規第四条の利用制限措置を採ることができる資料とする。

（調査審議等）

第三条 児童ポルノに該当するおそれのある資料の利用制限については、利用制限内規第四条第三号に掲げる資料の利用制限について利用制限内規第七号第一項又は第二項の規定により利用制限等申出資料取扱委員会が調査審議する場合を除き、児童ポルノに該当するおそれのある資料に関する検討委員会が調査審議し、その結果を館長に報告する。

2 前項の規定による調査審議は、利用制限内規第六条第一項に規定する申出によることを要しない。

3 利用制限内規第七号第三項の規定は、第一項の規定による調査審議に付する資料の一時保管その他の臨時措置について準用する。

（再審議等）

第四条 この内規に定める手続により利用制限措置が決定された資料（以下「措置決定資料」という。）については、一定の期間が経過する前又は次の各号のいずれかに該当するときに、再検討委員が当該措置について再審議し、その結果を館長に報告する。

一 当該措置に影響を及ぼすような児童ポルノ法の改正が行われたとき。

二 当該措置に影響を及ぼすような児童ポルノ法の解釈に関する裁判所の判決があったとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、当該措置に影響を及ぼすような社会的事情の変化があったと館長が認めるときその他館長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の期間は、三年を超えない範囲内において、資料ごとに館長が定める。

3 再検討委員に関し必要な事項は、館長が別に定める。

4 利用制限内規第八条及び第九条の規定は、措置決定資料の利用制限について再決定する場合に準用する。

（利用制限措置の解除）

第五条 館長は、措置決定資料が児童ポルノに該当しないことが裁判により確定したときは、当該資料の利用制限措置を解除する。この場合においては、再検討委員による再審議を要しない。

（手続の細目）

第六条 第三条から前条までに定めるもののほか、児童ポルノに該当するおそれのある資料の利用制限の手続に関し必要な事項は、館長が別に定める。

（児童ポルノに該当するおそれのある資料に関する検討委員会）

第七条 館に、児童ポルノに該当するおそれのある資料に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第三条第一項の規定により、児童ポルノに該当するおそれのある資料の利用制限について調査審議し、その結果を館長に報告する。

3 委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。

4 委員長は、収集部長をもって充てる。

5 委員長は、会務を掌理する。

6 委員は、職員のうちから館長が命ずる。  
7 委員会の庶務は、収集部収集企画課において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この内規は、平成十八年四月一日から施行する。

(館長決定第一号)

国立国会図書館に技術主任を置くの件及び給料の特別調整額に関する件に規定する国立国会図書館長が認める職及び国立国会図書館長が定める職に関する件の一部を改正する件

(平成十八年三月二十四日制定)

国立国会図書館に技術主任を置くの件の一部改正)

1 国立国会図書館に技術主任を置くの件(昭和三十九年館長決定第五号)の一部を次のように改正する。

第四項中「四級、五級又は六級」を「三級又は四級」に改める。

(給料の特別調整額に関する件に規定する国立国会図書館長が認める職及び国立国会図書館長が定める職に関する件の一部改正)

2 給料の特別調整額に関する件に規定する国立国会図書館長が認める職及び国立国会

図書館長が定める職に関する件(平成三年館長決定第五号)の一部を次のように改正する。

第三項中「その職務の級が」を削り、「七級」を「の職務の級五級」に改める。

附則

本件は、平成十八年四月一日から施行する。

(館長決定第二号)

学術文献録音員に関する件を廃止する件

(平成十八年三月二十四日制定)

学術文献録音員に関する件(平成十四年館長決定第十号)は、廃止する。

附則

本件は、平成十八年四月一日から施行する。

(規則第一号)

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

(平成十八年三月三十日制定)

国立国会図書館組織規則(平成十四年国立国会図書館規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一号中「の図書」の下に「及び日本語による外国の図書」を加える。

第四十七条第一号中「の図書」の下に「(日本語によるものを除く。)」を加え、「局、」を削る。

第五十条第七号を削り、同条第八号中「前号に規定する」を「関西館に所属する」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十四条第二項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 ホームページのうち関西館に関するものに関する事務の総括に関すること。

第七十条第六号を削り、同条第五号中「資料提供部及び」を削り、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 図書館等におけるレファレンスの事例に関するデータベースの作成及び提供並びに維持及び管理に関すること。

第七十一条第一号中「の実施(技術的研究を含む。)」を「に係る技術的研究」に改め、同条第二号中「に関する事」を「及びその成果のインターネット等を通じた提供に関する事(国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。)」に改め、同条第三号中「前二号の事務」を「収集資料その他の図書館資料の電磁的方法による複製及びその成果のインターネット等を通じた提供」に改め、同条第五号中「収集した」を「前号の規定により収集した」に、「並びに保存」を「、保存並びにイ

ンターネット等を通じた提供」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第七十三条第六号中「調査」を「企画並びに調査」に改め、同条第八号中「関すること」の下に「(関西館の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

#### 附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(内規第五号)

#### 国立国会図書館事務分掌内規の一部を改正する内規

(平成十八年三月三十日制定)

国立国会図書館事務分掌内規(平成十四年国立国会図書館内規第三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十七条」を「第百二十七条の二」に改める。

第五十条中「五係」を「六係」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

#### 二 政治係

#### 三 経済係

第五十条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

#### 四 社会係

第五十二条及び第五十三条を次のように改める。

#### (政治係)

第五十二条 政治係は、国立国会図書館組織規則(平成十四年国立国会図書館規則第一号。以下「規則」という。)第十四条第一項各号、第十五条第一項各号及び第十六条第一項各号に掲げる事項に係るレファレンスに関する事務をつかさどる(議会官庁資料課及び議員閲覧係の所掌に属するものを除く)。この場合において、規則第十四条第一項並びに第十五条第一項第五号及び第十一号中「他の室」とあるのは、「経済係及び社会係」とする。

第五十三条 経済係は、規則第十七条第一項各号、第十八条第一項各号、第十九条第一項各号及び第二十条第一項各号に掲げる事項に係るレファレンスに関する事務をつかさどる(議会官庁資料課及び議員閲覧係の所掌に属するものを除く)。この場合において、規則第十七条第一項第九号及び第十八条第一項第六号中「他の室」とあるのは、「政治係及び社会係」とする。

#### (経済係)

第五十三条の二 社会係は、次に掲げる事務

#### (社会係)

第五十三條の次に次の一條を加える。

をつかさどる。

一 規則第二十一条第一項各号及び第二十二條第一項各号に掲げる事項に係るレファレンスに關すること(議会官庁資料課及び議員閲覧係の所掌に属するものを除く)。

二 依頼に基づく調査又はレファレンスで他の所掌に属しない事項に關するものに関すること。

第五十四條第一号中「(レファレンス第二條の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 調査及びレファレンスに必要な書誌又は目録の作成に關すること。

第六十六條中「国立国会図書館組織規則(平成十四年国立国会図書館規則第一号)」を「規則」に改める。

第七十條第三号を次のように改める。

三 人權の侵害等により利用に供することが不適当と認められる収集資料の利用の制限に關すること。

第七十條第四号中「及び利用制限等申出資料取扱委員会」を削り、同条に次の一号を加える。

五 利用制限等申出資料取扱委員会及び児童ポルノに該当するおそれのある資料に

関する検討委員会の庶務に関すること。  
第九十六条中「三係」を「二係」に改め、  
同条第二号を次のように改める。

## 二 特別資料係

第九十六条第三号を削る。  
第九十七条第四号中「並びに」を「及び」  
に、「電子資料係及び音楽映像係」を「特別  
資料係」に改める。

第九十八条（見出しを含む。）中「電子資  
料係」を「特別資料係」に改め、同条第一号  
中「逐次刊行物課及び音楽映像係」を「及  
び逐次刊行物課」に改める。

第九十九条を次のように改める。

## 第九十九条 削除

第五十五条第八号を削り、同条第九号中  
「(前号の図書館資料を除く。)」を削り、「視  
覚障害者用図書館資料」の下に「関西館に  
所属するものを除く。」を加え、同条同条  
第八号とし、同条中第十号を第九号とし、第  
十一号を第十号とする。

第一百二十四条中「三係」を「四係」に改め、  
同条第三号を次のように改める。

## 三 情報サービス第一係

第一百二十四条に次の一号を加える。

## 四 情報サービス第二係

第一百二十五条第三号を削り、同条第四号中  
「レファレンス係及び情報サービス係」を

「他係」に改め、同条同条第三号とする。

第二百二十七条（見出しを含む。）中「情報  
サービス係」を「情報サービス第一係」に改  
め、同条第一号を次のように改める。

一 特定の主題に関するコンテンツその他  
レファレンスに関する事務の遂行に資す  
るコンテンツの編集及び提供に関すること。

第一章第一節第六款第一目中第二百二十七条  
の次に次の一条を加える。

## （情報サービス第二係）

第二百二十七条の二 情報サービス第二係は、  
国立国会図書館展示委員会の庶務に関する  
事務をつかさどる。

第二百五十一条中第九号を第十号とし、第五  
号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四  
号の次に次の一号を加える。

## 五 インターネット等に接続した館の情報

システムに備えた公衆の閲覧に供するた  
めのファイル（以下「ホームページ」と  
いう。）のうち関西館に関するものに関  
する事務の総括に関すること。

第六十六条第三号を次のように改める。

## 三 協力ネットワーク係

第七十一条の見出しを「協力ネットワー  
ク係」に改め、同条中「総合目録係」を  
「協力ネットワーク係」に改め、「(国際子ど  
も図書館の所掌に属するものを除く。)」を削

り、同条第一号中「関すること」の下に  
「(国際子ども図書館の所掌に属するものを除  
く。)」を加え、同条第二号を次のように改め  
る。

二 図書館等におけるレファレンスの事例  
に関するデータベースの作成及び提供並  
びに維持及び管理に関すること。

第七十一条に次の一号を加える。

三 前二号の事務に係る図書館等との協力  
に関すること。

第七十二条第二号中「貸出用の学術文献  
録音テープ等」を「収集した学術文献を録音  
した磁気テープ又は光ディスク（以下「学術  
文献録音テープ等」という。）」に改め、同条  
第三号中「(資料提供部の所掌に属するもの  
を除く。)」を削り、同条中第五号を削り、第  
六号を第五号とする。

第七十三条中「四係」を「五係」に改め、  
同条第三号及び第四号を次のように改める。

## 三 著作権処理係

## 四 ネットワーク情報第一係

第七十三条に次の一号を加える。

## 五 ネットワーク情報第二係

第七十五条を次のように改める。

## （資料電子化係）

第七十五条 資料電子化係は、収集資料そ  
の他の図書館資料の電磁的方法による複製

及びその成果のインターネット等を通じた提供に関する事務をつかさどる（国際子ども図書館及び著作権処理係の所掌に属するものを除く。）。

第一百七十五条の次に次の一条を加える。

（著作権処理係）

第一百七十五条の二 著作権処理係は、収集資料その他の図書館資料の電磁的方法による複製及びその成果のインターネット等を通じた提供に係る著作権の処理に関する事務をつかさどる。

第一百七十六条（見出しを含む。）中「ネットワーク情報係」を「ネットワーク情報第一係」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第一号及び前号」を「前号及び次条第二号」に改め、同号を同条第二号とする。

第一百七十七条を次のように改める。

（ネットワーク情報第二係）

第一百七十七条 ネットワーク情報第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 前条第一号の規定により収集した電子情報の整理、書誌又は目録の作成及び提供並びに保存（技術的研究に係るものを除く。）に関する事（書誌部の所掌に属するものを除く。）。

二 前条第一号の規定により収集した電子

情報のインターネット等を通じた提供に関する事（ネットワーク情報第一係の所掌に属するものを除く。）。

第八十条第五号中「収集した」を削り、

「その他の児童書に関する電子図書館による奉仕の実施に関する事」を「に関する事（関西館の所掌に属するものを除く。）」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 前号に掲げるもののほか、児童書に関する電子図書館による奉仕の実施に関する事。

附 則

この内規は、平成十八年四月一日から施行する。

（規程第一号）

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程

（平成十八年三月三十一日制定）

国立国会図書館職員定員規程（昭和三十三年国立国会図書館規程第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「九百三十八人」を「九百三十二人」に改める。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

（規程第二号）

国立国会図書館職員倫理規程の一部を改正する規程

（平成十八年三月三十一日制定）

国立国会図書館職員倫理規程（平成十二年国立国会図書館規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「七級」を「五級」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第六条第一項中「副部长級」を「指定職」に改め、「新株引受権証書」を削る。

第七条第一項中「副部长級」を「指定職」に改める。

附 則

1 この規程は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定（「新株引受権証書」を削る部分に限る。）及び次項の規定は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の施行の日から施行する。

2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第九十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新株引受権証書（新株引受権証書が発行されていない場合にあっては、これが発行されていたとすればこれに表示されるべき新株の引受権）についての国立国会図書館

館職員倫理規程の規定の適用については、なお従前の例による。

(内規第六号)

国立国会図書館職員の倫理の保持に関する内規の一部を改正する内規

(平成十八年三月三十一日制定)

国立国会図書館職員の倫理の保持に関する内規(平成十二年国立国会図書館内規第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二条第五項」を「第一条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第十一条第二項第五号中「第二条第六項」を「第二条第五項」に改める。

附則

この内規は、平成十八年四月一日から施行する。

### おもな人事

(調査及び立法考査局財政金融調査室主任)

専門調査員 岩城 成幸

調査及び立法考査局総合調査室主任を命ずる

(書誌部長)

司書 村上 正志

国立国会図書館専門調査員に任命する

調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる

(調査及び立法考査局総合調査室付)

調査及び立法考査局社会労働調査室主任を命ずる

専門調査員 山崎 隆志

調査及び立法考査局付主幹

(調査及び立法考査局付主幹)

調査員 大山 英久

国立国会図書館専門調査員に任命する

調査及び立法考査局議会官庁資料調査室主任を命ずる

(調査及び立法考査局次長)

同 渡瀬 義男

国立国会図書館専門調査員に任命する

調査及び立法考査局財政金融調査室主任を命ずる

(副館長・総務部長事務取扱)

副館長 生原 至剛

総務部長事務取扱を解く

(収集部長)

司書 吉永 元信

国立国会図書館参事に任命する

総務部長を命ずる

(国会分館長)

同 内海 啓也

収集部長を命ずる

(収集部付司書監)

同 那須 雅熙

書誌部長を命ずる

(主題情報部副部長・国際子ども図書館資料情報課長兼務)

同 千代 由利

司書監を命ずる

総務部付を命ずる

国際子ども図書館資料情報課長兼務を免ずる

(主題情報部副部長・参考企画課長事務取扱)

同 齋藤友紀子

司書監を命ずる

収集部付を命ずる

(関西館事業部長)

同 西末路秀彦

国会分館長を命ずる

(総務部企画課長)

参事 田屋 裕之

総務部副部長を命ずる

総務部企画課長事務取扱を命ずる

(調査及び立法考査局調査企画課長)

調査員 齋藤 憲司

調査及び立法考査局次長を命ずる

(資料提供部利用者サービス企画課長)

司書 児玉 史子

収集部副部長を命ずる

収集部収集企画課長事務取扱を命ずる

(主題情報部科学技術・経済課長)

同 長谷川俊介

主題情報部副部長を命ずる

主題情報部参考企画課長事務取扱を命ずる

(収集部収集企画課長)

同 岡村 光章

関西館事業部長を命ずる

(関西館資料部収集整理課長)

同 坂崎 亮敏

国立国会図書館参事に任命する

総務部副部長を命ずる

兼ねて国立国会図書館司書に任命する

兼ねて国会分館参考課長を命ずる

(総務部人事課課長補佐)

参事 片山 信子

主任参事を命ずる

総務部付を命ずる

(関西館資料部文献提供課長)

司書 吉本 紀

国立国会図書館参事に任命する

総務部会計課長を命ずる

(調査及び立法考査局社会労働調査室付主任

調査員)

調査員 中川 秀空

調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる

(調査及び立法考査局行政法務課主査)

同 廣瀬 淳子

主任調査員を命ずる

調査及び立法考査局政治議会調査室付を命ず

る

(調査及び立法考査局行政法務課主査)

主任調査員を命ずる

調査及び立法考査局行政法務調査室付を命ず

る

(調査及び立法考査局社会労働課主査)

主任調査員を命ずる

調査及び立法考査局社会労働調査室付を命ず

る

(総務部付主任参事)

参事 齋藤 純子

国立国会図書館調査員に任命する

主任調査員を命ずる

調査及び立法考査局海外立法情報調査室付を

命ずる

(調査及び立法考査局文教科科学技術課長)

調査及び立法考査局調査企画課長を命ずる

(調査及び立法考査局国会レファレンス課課

長補佐)

調査員 江澤 和雄

調査及び立法考査局文教科科学技術課長を命ず

る

(資料提供部電子資料課長)

主任司書を命ずる

書誌部付を命ずる

(収集部付主任司書)

資料提供部付を命ずる

(関西館資料部文献提供課課長補佐)

主任司書を命ずる

資料提供部利用者サービス企画課長を命ずる

(書誌部付主任司書)

資料提供部電子資料課長を命ずる

主任司書を命ずる

書誌部付を命ずる

(収集部付主任司書)

同 村上 清子

資料提供部付を命ずる

(関西館資料部文献提供課課長補佐)

同 青野千壽代

主任司書を命ずる

資料提供部付を命ずる

(関西館総務課長)

参事 尾崎 広一

国立国会図書館司書に任命する

資料提供部利用者サービス企画課長を命ずる

(書誌部付主任司書)

資料提供部電子資料課長を命ずる

(国会分館参考課長)

同 宇津 純

主任司書を命ずる

主題情報部付を命ずる

(主題情報部参考企画課課長補佐)

同 北川 知子

主任司書を命ずる

主題情報部付を命ずる

(収集部収集企画課課長補佐)

同 加藤 浩

主題情報部科学技術・経済課長を命ずる

同 加藤 浩

(収集部外国資料課課長補佐)

同 星 美恵

国立国会図書館参事に任命する

(京都大学)

国立国会図書館司書に任命する

参事 村上 孝行

主題情報部新聞課長を命ずる

(資料提供部付主任司書)

同 金井 富美

国立国会図書館参事に任命する

国立情報学研究所

国立印刷局へ出向

司書 小野 孝

関西館付を命ずる

(総務部会計課長)

参事 池本 幸雄

以上平成十八年四月一日付け

参事 越田 崇夫

専門調査員の退職

(調査及び立法考査局総合調査室主任)

関西館総務課長を命ずる

(関西館付主任司書)

同 司書 福田 理

外務省へ退職出向

参事 豊田 裕昭

専門調査員 鈴木 尚子

関西館資料部文献提供課長を命ずる

(国際子ども図書館児童サービス課長)

同 佐藤 尚子

文部科学省へ退職出向

同 金井 貴志

同 富田美樹子

関西館資料部収集整理課長を命ずる

(国際子ども図書館付主任司書)

同 鈴木 恭子

国土交通省へ退職出向

同 司書 筑木 一郎

同 岩間大和子

国際子ども図書館資料情報課長を命ずる

(主題情報部付主任司書)

同 石渡 裕子

京都大学へ退職出向

同 藤原 由華

参事 石川 吉富

国際子ども図書館児童サービス課長を命ずる

以上平成十八年四月一日付け

国立情報学研究所へ退職出向

同 中島 正仁

参事 牧村 義行

職員

(文部科学省)

大山 努

大阪府へ退職出向

同 司書 松村 順子

調査及び立法考査局

同 岡 直斗

国立国会図書館司書に任命する

(国土交通省)

小野塚猛雄

福岡県教育委員会へ退職出向

同 坂梨 秀子

同 調査員 岡 幸弘

同 渡邊 愛子



図書館の「現在」をお伝えします！

Q カトリナへの襲来に遭った町で、人々が図書館に並んだのはなぜ？

A 被災直後も開館していて、インターネットに繋がっていたので連邦危機管理庁に被災証明を提出できたから。また、被災者の支援を図書館が行っていたことも大きい。

国内外の図書館関連ニュースをお伝えするメールマガジン『カレントアウェアネス・E』（月二回配信）では、カトリナ上陸から約一週間後にその時点での被災の状況とそんな状況下での現地の図書館の必死の活動を報じました。このニュースに対する反響は大きく、色々な方面からタイムリーな情報提供であったとの評価をいただきました。毎日毎日、次々と世界中で発生するニュースを片っ端からチェックし続け、完全なニュース依存症になってしまった我が身が少し報われた思いがした一瞬でした。

こんなことを業務の一部として行っている調査情報係は、実は平均年齢二〇代の若手職



員三名と週一日来て頂いている図書館情報学の先生で構成される小さくて若い係です。異国の言葉、膨大な情報量に悪戦苦闘しながら、後ろを振り向かずに走りつづける毎日です。時に二〇〇ページもある報告書に目を通したり、ややこしい法案審議を追いかけたり、硬くて難しい話題も取り上げますが、一方で関西の気質の多い係でもあるので、「ポート図書館」「ロボットライブラリアン」というようなキャッチーな話題、ちよつとB級な話題も逃さずお伝えしていきたいと思っております。

「ネタの鮮度を落とさず、かつ、旨みを最大限に表現するように」と、さながらお寿司屋さんのような心意気で取り組んでいますので、ぜひ読者の皆様からの熱いご感想、ご意見、愛のムチをお寄せください。

[http://www.ndl.go.jp/jp/library/lib\\_research.html](http://www.ndl.go.jp/jp/library/lib_research.html)  
<http://www.dap.ndl.go.jp/ca/>

（関西館事業部図書館協力調査情報係

ニュース・ライブラリアン）

常設展示のお知らせ

### 第一四三回 日本の「美しき時代」

―大正時代に生まれたもの―

平成一八年五月一八日（木）から  
七月一八日（火）まで  
於 本館二階第一閲覧室前（東京本館）

幕末の動乱の後、急激に西洋化を目指した明治と、戦争へ突き進んだ昭和前期に挟まれたのが大正時代です。激動の時代のはざまでもわずか一五年という短さのためか、どこかほかない印象で語られることも少なくないようです。

しかし実際は、封建的な社会構造が崩れて民主主義が台頭した、大衆のエネルギーに満ちあふれた時代でした。社会運動が活発に行われる一方、いわゆる百貨店や文化住宅が誕生し、東京駅も開業しました。また、映画や演劇といった娯楽も発展し、全国中等学校野球大会（現在の高校野球）、駅伝なども始まります。今では年末の風物詩となっている「第九」が日本で初演されたのもこの時代です。

大正という時代を抜きにして、今日の日本の生活風景を語ることはできません。今回は、現在の生活に密接に関係した事柄が生まれた時代をご覧ください。

## 奈良県立図書館開館 ～ 思いをかたちに ～

奈良県立図書館情報館 資料・情報サービスグループ 情報リテラシー支援担当 中野 貴世子

平成一七年一月三日。  
薄曇り。暖かい朝だった。

「奈良県立図書館整備基本構想」の策定から一〇年余り。前夜、日付が変わろうかというぎりぎりまで開館準備作業に追われた。しかし、そんなあたふたしたことなど微塵もなかったかのように、多くの人の思いをのせて奈良県立図書館は静かに開館を迎えた（写真）。



### 国立国会図書館関西館への出向

平成一四年四月、関西館の開庁から平成一六年三月まで、私は国立国会図書館関西館資料部アジア情報課に出向させていただいた。関西館では、平成一四年一〇月に開館を控え、東京から関西への資料の移転が始まったところであった。全体、そして各部署、各方面の業務を勘案し、綿密に

組まれたスケジュールに沿って進む開館までの半年を、平成一七年の奈良県立図書館開館のシミュレーションといふことも念頭に入れながら一緒に経験させていただいた。関西館に出向してまず感じたのは、事業や予算の規模の大きさである。例を一つ挙げるなら、アジア情報課と旧奈良県立（奈良・橿原）図書館の年間予算がほぼ同じであるということ。運び込まれる資料の数、施設の大きさ、床や壁、家具調度に至るまで、どれをとっても国のレベルは違うということを目の当たりにした。研修制度が充実していることも羨ましいことの一つである。資料や語学などのコンテンツ別、入館年（級）別にカリキュラムが生まれ、東京本館と関西館同時に受講できるシステムは素晴らしい。また、若い職員の方の研修などでの発表の場、外部との折衝の機会が数多くあること、会議などでは職場での立場を超えて、フラットに意見が交わされる環境にあることも重要なこと感じた。新しい組織のゼロからのスタートにあたり、それぞれの業務についての詳細なマニュアルが検討され、それに沿って何度もシミュレーションを行い、改訂を重ねることによって、システムティックで効率的な館の運営が可能になることも実感した。各部署で決定されたことが、そのまま日本の図書館界のデファクトスタンダードと

なること、またラストリゾートとして利用されることの責任の重さを自覚しながら、日々業務をこなしておられる職員の方々の姿に、身が引き締まる思いの二年であった。

アジア情報課では、さらに具体的な業務（資料の搬入から排架、ラベル表示、選書、情報収集の方法など）を経験し、当館での外国語資料の収集にあたって大いに参考にさせていただいた。

## 奈良県立図書館の魅力

奈良県立図書館は、過去の文化を伝える古典籍から、刻々と進化する最先端の情報を載せた電子メディアまで、多様な形態を持つ資料を集積した空間である。資料から情報を得、またパソコン（以下、PCという）から情報を探し出して、それらを融合させ、利用者が独自に新たなモノを作り上げることができる。「想い（アイデア）をかたち」をコンセプトの一つに、所蔵資料だけでなく、様々な資料や情報と人とを結びつけ、活用できる場を提供したいと考えている。

建物は、地上三階、地下一階、延べ床面積約二万二、〇〇〇㎡。平成一八年三月現在、蔵書図書数は約四八万冊である。地下一階と一階の一部には、一〇〇万冊まで収蔵可能な「自動化書庫」を導入している（写真）。当館では貴重書庫以外、通常の書庫は設けず、すべてを「自動化書庫」とした。現在、約四〇万冊の資料を入庫している。入庫する際は、フリー入庫するものと固定入庫するもの（新聞や官報

県庁文書（公文書）など一部の資料）に種分けし、当該資料のサイズ、必要な空き容量を入力してコンテナを呼び出し、資料に貼付したIDを読み取って行う。出庫する際は、書庫資料請求書にある資料IDを読み取り、あるいは手入力して呼び出すと、最大秒速3mで移動するスタッカークレーンが、コンテナに入った資料を各階に一つずつある出納ステーションまで搬送してくる。その間、所要時間は約三分である。

一階には、事務スペースのほか、最大二二〇人が入れる「交流ホール\*」がある。人数によって三部屋に仕切れることもでき、研修や講習会、会議などに利用することができる。

二階は情報スペース。様々な機器を駆使して情報を加工編集、自らが学び、創造していくという情報の活用をイメージしたフロアである。エントランスホールにある「カフェテラス」では、ノートPCを持ち込み、お茶を飲みながら無線LANが楽しめる。「アトリエ」では、A3サイズまでとれるスキャナとフィルムスキャナがあり、画像の取り込み、編集ができる。商品写真を撮影して広告用のポスターやホームページを作成するなど、様々な利用が考えられる。「オーサリングルーム\*」では、映像や音声の加工編集がで



きる機器を設置している。たとえば、奈良を観光して撮影したビデオを編集、DVDに焼き付けて自分だけの思い出づくりも可能である。また大判のプリンターを備えており、特大サイズの写真やポスターの印刷が手軽に行えるのも魅力の一つである。さらに、「デジタルスタジオ\*」では、撮影や録画、音声の録音、編集などが行える。ほかにも「AVブース」や「LLルーム」では、DVDやCD・ROMを視聴したり、e・ラーニングなどに集中することができる。これらのブースや部屋の利用は、二階のカウンターでスケジュール表によって管理している。開館当初に比べ、「アトリエ」や「オーサリングルーム\*」の利用が次第に増えてきた。現在では一日中、利用されていることもしばしばである。

また、目や耳の不自由な方へのサポートとして、「点字音声出力装置室」を設けている。ここでは点字図書や読み上げ用音声データを作成することができる。この部屋に関する問い合わせは多く、その反響の大きさに、現状ではこういった設備のあるところがほとんどなく、利用者には強いニーズがあることをあらためて認識した。隣の「対面読書室」では、現在、約二〇名のボランティアの方に登録いただき、代読サービスを提供している。

「セミナールーム\*」では、ネットワークに接続したPCを三一台備え、IT講習などに利用するほか、研修のない時はPC利用席として利用することができる。

閲覧席は四一〇席。その内、PC利用席、持ち込みPC

利用席は全体の半数近い一九三席である。これらの席では、資料の検索のほか、インターネットの利用、文書作成、ファイルの読み込み、保存、印刷（有料）などが行える。さらに、PC利用席ではオンラインデータベースやCD・ROMの閲覧も可能である。

平成一八年三月末現在、総入館者数は約二〇万人、一日平均約二、〇〇〇人の方が来館している。平成一七年三月末に閉館した旧奈良図書館と比べ、三〇歳台から四〇歳台のいわゆる「働き盛り」の利用が大幅に増えた。市町村図書館との役割分担を明確にして、パソコンの台数を増やし、調査研究に重点を置いたことが利用者の世代の変化となって現れたと考えられる。

三階は資料スペースである。文献資料を中心としたフロアで、大きく専門資料スペースと一般資料スペースの二つに分かれる。専門資料スペースには、古籍籍、古絵図、古文書から明治以来の奈良県庁文書（公文書）まで、奈良県の地域、産業、行政、文化などにかかわる資料・情報を集積した「ふるさとコーナー」、そして戦後五〇年を契機に、満州事変から終戦前後までの戦争にかかわる当時の資料や記録資料、約五万点（非図書資料一万点を含む）を収集し



た「戦争体験文庫」がある。一般資料スペースでは、約一五万冊の図書資料と約一、五〇〇タイトルの雑誌を開架している。このフロアでは、時宜に合ったテーマを選んで企画展示を行い、利用の幅がより広がるよう努めている。

三室ある「グループ研修室」は、少人数（三人〜八人）でのグループ学習や研究発表などに利用できる。また、フロアの南側に面した明るい個席では庭の四季を、東側の個席では佐保川の風情が窓下に楽しめる。ゆったり静かに本を繰ることのできるお勧めスポットである。

当館は、文献資料だけでなく、インターネットやデジタル情報も駆使した調査研究のための図書館を目指し、①情報リテラシー支援、②ビジネス・行政支援、③地域研究支援、④交流支援の四つの柱をキーストーンとして、レファレンスを中心としたサービスの展開を図っている。情報リテラシー支援では、資料の予約や貸出状況の確認、貸出の延長手続きに加えて、利用者が登録したキーワードに関する資料情報を提供するサービスを新たに始めた。また先に述べたように、館内に各種ソフトを搭載した機器類を配置し、利用者自身の情報発信をサポートする環境を整えている。こういったサービスを進めていくため、情報サポーター（ボランティア）の養成や利用者向けIT講習会の開催なども行っている。さらに、ビジネス・行政支援では、当館ホームページに新たにビジネス・行政支援コーナー「B・SIDE」を立ち上げ、多様なニーズに役立つ情報を提供している。地域研究支援では、従来から提供してきた所蔵絵図のデジタ

ル画像が、さらに高画質で見られるようになった。

### 国立国会図書館との連携

利用者の求める情報を迅速的確に探し出すため、総合目録ネットワーク、レファレンス協同データベースの利用は必要不可欠である。情報の相互利用という観点からも、データ提供館として徐々に登録数を増やしていきたい。今後も国立国会図書館と公共図書館が互いに研修の場を提供し合い、情報の交換・共有を図り、相互に協力していくことで、双方の図書館運営が向上していくことを願う。

### おわりに

図書館に勤務して「開館」を二度体験できる人はそういないだろう。関西館開館を契機に生まれた人事交流で、奇しくも私がそれを経験させていただいた。準備作業は大変だが、みんなで協力して大きなプロジェクトを成し遂げる喜びは大きい。関西館で学ばせていただいたいろいろなノウハウを奈良流にアレンジし、今後も新しい魅力の発信・循環の基地として、奈良県立図書館のサービス展開に役立てていきたい。

高円山の夏の送り火、若草山の山焼き、佐保川沿いの桜：四季の移ろいの当館からの眺めは格別である。お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りいただきたい。

\*印は有料施設。

(なかの きよこ)

## NDL - OPAC で地形図が検索できます

当館ではNDL - OPAC (<http://opac.ndl.go.jp/index.html>) において、10万件を超える地図資料の書誌データを提供していますが、このたび国土地理院とその前身が刊行した地形図の週及データが、すべて検索可能となりました。

平成18年4月2日現在で、上記機関刊行の二万五千分の一地形図27,385件、五万分の一地形図17,565件等合計49,648件の地形図を検索することができます。そのほか、当館の地図コレクションの一つ「渡辺文庫」(明治時代から昭和時代の地図約5,600枚から成る。そのうち4,970枚は陸地測量部作成の地形図。)も検索可能となりました。

これらの地図資料は東京本館4階地図室において閲覧に供しています。

書誌一般検索

和図書
 洋図書
 和雑誌新聞
 洋雑誌新聞
 電子資料
 和古書・漢籍
 博士論文
 地形
 音楽録音・映像
 蔵原コレクション

所蔵館 全館  
 検索条件: 所蔵館 全館

タイトル  AND   
 著者・編者  AND   
 出版者  AND   
 出版年  年以降  年まで AND   
 件名  AND   
 分類記号  AND   
 ISBN/ISSN  AND   
 書誌番号  AND   
 請求記号  AND

項目間を AND条件で結ぶ  
 の  に  を先にして  ずつ表示。

### 検索画面

今後も地図資料の週及入力を継続していく予定です。平成18年度は、「外邦図」、「都市地図」等をおもな入力対象としていますが、データ入力作業のため、一部資料の利用を休止する時期がありますので、ご了承願います。

利用を休止する資料の詳細につきましては、地図室カウンターおよび地図室内の掲示等で随時ご案内をいたします。

また、明治期刊行の海図につきましても、入力準備作業および修復準備作業を進めており、ご利用になれない場合があります。

ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解の程お願い申し上げます。

(主題情報部人文課地図係)

### <検索方法>

NDL - OPAC では、「一般資料の検索/申込」画面で資料群「和図書」にチェックを入れて検索します。(図3参照。) 研究課題名、書名、研究種目、研究代表者名、研究機関名、研究課題番号、キーワードなどから検索できます。研究課題番号で検索する場合には、「書誌拡張検索」画面で標準番号欄を「科研費課題番号」に設定した上で、番号を入力してください。キーワードは、「科学研究費補助金データベース」で付与されているキーワードを流用しており、非統制です。なお、NDL - OPAC では研究分担者名からは検索できません。ご注意ください。

### <科学研究費補助金データベース>

科学研究費補助金データベース (KAKEN) (<http://seika.nii.ac.jp/> 最終アクセス：平成18年3月14日) は、NII が文部科学省および日本学術振興会と協力して作成する無料データベースで、昭和61年以降の採択課題および昭和60年以降の実績報告・成果概要のデータを収録しています。データベース全文が検索対象となっており、NDL - OPAC では検索項目となっていない研究分担者、研究概要などからも検索できる便利なツールです。

昭和59年以前の研究課題や課題番号を調べるには、『文部省科学研究費採択課題一覧』や『学術月報』増刊号があります。詳しくは参考文献1～3をご参照ください。

### <結びにかえて>

総合科学技術会議による「諮問第5号「科学技術に関する基本政策について」に対する答申」(平成17年12月27日)によれば、「研究者が公的な資金助成の下に研究して得た成果を公開する目的で論文誌等で出版した論文については、一定期間を経た後は、インターネット等により無償で閲覧できるようになることが期待される。」とされており、今後、科研費報告書の形態も冊子体から電子媒体に変わっていくのかもしれませんが、どんな媒体であっても、国民の税金で賄われる研究の成果を社会へ還元するため、科研費報告書を保存し、将来にわたって利用の機会を保障することはNDLの重要な任務であり、より一層利用しやすい環境を整えていかなければならないと考えています。

(関西館資料部文献提供課 <sup>たてまつ</sup>立松 <sup>まきこ</sup>真希子)

### <主な参考文献>

1. 相馬民子. 国立国会図書館における文部省科学研究費補助金研究成果報告書の利用について. 学術月報. 40(12), 1987.12, pp.911-917
2. 長谷川俊介. データでみる科研費資料—当館の所蔵状況とそのツール. 国立国会図書館月報. (332), 1988.11, pp.28-24
3. 後藤悦子. 文部省科学研究費補助金成果報告書の所蔵状況と所蔵調査方法. 科学技術文献サービス. (118), 1999.3, pp.1-4
4. 松木秀彰. 科学研究費補助金の「研究成果報告書」ができるまで. 情報の科学と技術. 54(6), 2004, pp.282-288

<利 用>

科研費報告書は以前は来館利用のみでしたが、平成15年6月から図書館間貸出で利用できるようになりました。平成16年5月以降NDL - OPACで検索可能となったこともあり、利用が増加しています。図1および図2は、平成15年6月から平成17年12月までの科研費報告書の利用件数（月計）の半年ごとの数値をグラフ化したものです。

平成18年2月には、利用提供のための情報（個人情報）の整備が完了し、NDL - OPACからの利用申込みがさらに便利になりました。

図1 来館利用

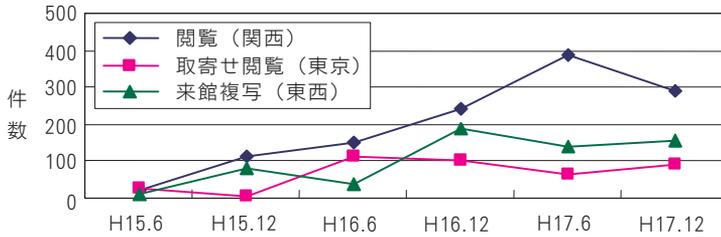


図2 遠隔利用

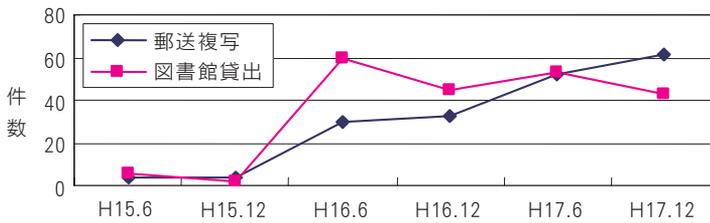


図3 NDL - OPAC 検索画面（書誌拡張検索）

**主な検索可能項目と入力欄**

- ◆ 研究課題名・書名・研究種目  
⇒ [タイトル] 欄
- ◆ 研究代表者名・研究機関名  
⇒ [著者・编者] 欄
- ◆ 研究期間・出版年  
⇒ [出版年] 欄
- ◆ キーワード  
⇒ [件名] 欄
- ◆ 研究課題番号  
⇒ 書誌拡張検索画面で「標準番号」を科研費課題番号に設定

なお、図書として整理されていた時代の科研費報告書、民間の出版社から単行本や雑誌の形態で発行された科研費報告書は、東京本館で所蔵しています。

表3 科研費報告書の納入・整理・利用提供体制の変遷

昭和40年代末頃	文部省文部図書館経由で納入開始。図書として整理。
昭和52年頃	文部省学術国際局研究助成課から直接一括納入開始。
昭和58年8月	独自の資料群として整理、保管、提供を開始。
※担当部署	～昭和61年5月 参考書誌部一般参考課（国連・官庁資料室） ～平成14年3月 専門資料部官庁資料課（官庁・国際機関資料室） ～平成14年4月 議会官庁資料課（法律政治・官庁資料室）
平成14年4月末	東京本館での整理、保管、提供業務の停止。整理業務は関西館資料部収集整理課へ引継ぎ。
平成14年5月	関西館へ移送。
平成14年10月	関西館開館に伴い提供再開。保管、提供担当は関西館資料部文献提供課。
平成15年6月	図書館間貸出開始。
平成16年度	文部科学省または日本学術振興会からの一括納入から、研究機関から関西館への直接送付に変更。

独自の資料群としての科研費報告書（国立国会図書館分類表 Y151付与）の所蔵数は、13万7,214件（平成18年3月14日現在）です。年間の受入（受理）数は、近年、9,000件前後で推移しています。

#### < 整 理 >

国立情報学研究所（以下「NII」という）から「科学研究費補助金データベース」（後述）の収録データの提供を受け、整理に利用しています。一般の図書の整理方式を適用しない資料群であるため、『日本全国書誌』には収録されませんが、NDLの蔵書検索データベースである国立国会図書館蔵書検索・申込システム（以下「NDL - OPAC」という）では検索が可能です。

請求記号の一部に研究課題番号や領域番号を用いるのも、一般の図書との違いのひとつです。科研費報告書の請求記号体系は表4のようになっています。

表4 科研費報告書の請求記号体系

研究課題番号を用いるもの	Y151-H 07102010 ① ② ③ ①分類記号 ②新規採択年度の元号（アルファベット表記）の頭文字 ③研究課題番号 07=新規採択年度（平成7年度）10=研究種目 2010=一連番号	特別推進研究、基盤研究などに適用
領域番号を用いるもの	Y151-TR 119-072 ① ② ③ ④ ①分類記号 ②研究種目の略称（アルファベット表記） ③領域番号 ④報告書到着順	特定領域研究などに適用

二つ穴のフラットファイルに綴じただけの簡易なものまで、その形態はさまざまです。また、雑誌論文の抜刷集のようなもの、各章が分担執筆されているもの、用語集やオーラルヒストリーが報告書とされているものなど、報告形式・内容も多岐にわたっています。

国立国会図書館（以下「NDL」という）で所蔵するのは、提出義務のある「研究成果報告書」がほとんどですが、提出義務のない報告書が送付された場合も整理し、保存しています。NDLではこれらを「科研費報告書」と総称します。本稿ではこの「科研費報告書」をご紹介します。

表1 研究成果報告の種類

種類	内容
研究実績報告書	研究期間の毎年度末に、研究代表者の所属する研究機関を通じて、補助金交付者の文部科学省または日本学術振興会へ提出されるもの。この報告書の概要部分が国立情報学研究所でデータベース化される。
研究成果報告書	研究期間が終了した翌年度の6月30日までに、研究代表者（特定領域研究の場合は領域代表者）の所属する研究機関を通じて、国立国会図書館関西館へ1部送付するもの。関西館で保存され、利用に供される。あわせて、各研究機関の図書館等にも送付し利用に供することが推奨されている。
研究成果報告書概要	研究成果報告書と同時に作成され、研究代表者の所属する研究機関を通じて、補助金交付者の文部科学省または日本学術振興会へ提出されるもの。国立情報学研究所でデータベース化される。

表2 科研費の「研究種目」と研究成果報告書・研究成果報告書概要の提出義務

補助金交付者	研究種目等		研究成果報告書提出義務
文部科学省	科学研究費	特別推進研究	有
		特定領域研究	有
		萌芽研究	有
		若手研究	
		特別研究促進費	有
日本学術振興会	研究成果公開促進費	研究成果公開発表	
		特別研究員奨励費	
	科学研究費	基盤研究	研究期間2年以上のもの：有
		奨励研究	
	研究成果公開促進費	学術定期刊行物	
		学術図書	
学術創成研究費	データベース	有	

(参考)『科研費ハンドブックーよりよく使っていただくためにー(研究機関用)』(2004年版)

### <納入の経緯と所蔵状況>

科研費報告書の納入は昭和40年代末頃からはじまり、当初は一般の図書と同様に整理していましたが、納入量の増加および資料の性格を勘案して、昭和58年から独自の資料群として整理から保管、利用提供までを一括して行うようになりました。平成14年に科研費報告書が関西館へ移送され、以後、関西館において整理、保管、利用提供を行っています。科研費報告書の納入、整理・保管・利用提供体制の変遷の概要を表3にまとめました。

# 関西館の資料紹介

## 第4回 文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書

### 【連載目次】

1. 科学技術資料－はじめに (538号)
2. 洋雑誌 (539号)
3. 国内博士論文 (540号)
4. 文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書 (本号)
5. 科学技術資料－海外博士論文 (次号)
6. 科学技術資料－欧文会議録
7. 科学技術資料－学協会ペーパー
8. 科学技術資料－テクニカルレポート
9. 科学技術資料－規格資料
10. アジア資料

### <「科研費」とは>

文部科学省の予算による補助金のひとつである科学研究費補助金は、我が国の学術振興に寄与することを目的として、人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、研究者の自由な発想に基づく、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」に対して交付される競争的研究資金です。略して「科研費」と呼ばれます。(以下「科研費」という。)

科研費の起源は大正7年創設の「科学研究奨励費」(当初予算14万5,000円)ですが、以降、漸次統合を経て、昭和40年にこの名称となり現在に至ります。予算額は年々増加し、平成17年度は前年度に比べて50億円増の約1,880億円が計上されています。同年度の応募件数は約12万5,000件、採択件数(新規採択・継続採択)は5万2,000件を超えています。研究分野別の配分状況は採択件数ベースで、生物系約45%、理工系約35%、人文・社会系約18%、その他約2%であり、全ての分野を対象にするとはいえ、助成対象のほとんどは自然科学、科学技術分野です。従来、応募資格は大学等の研究者だけでしたが、平成16年度から民間企業の研究者も応募できるようになりました。

科研費の概要を知るには、日本学術振興会ホームページの「科学研究費補助金」のページ(<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html> 最終アクセス:平成18年3月14日)が参考になるでしょう。

### <研究成果の報告の種類>

科研費による研究成果の報告には、表1のように3種類があります。科研費は、特別推進研究、特定領域研究、基盤研究などの研究種目に分かれており、「研究成果報告書」と「研究成果報告書概要」の提出義務は研究種目によって異なります。(表2参照。)

「研究成果報告書」は冊子体で提出されますが、製本された堅固な装丁のものから、

## 近代デジタルライブラリー、明治期刊行図書約67,000冊を追加公開

近代デジタルライブラリー（<http://kindai.ndl.go.jp/>）では、平成18年4月4日に、新たに約50,000タイトル（約67,000冊）の資料の追加公開を行いました。対象資料は、これまで著作権の有無が不明なため利用許諾を得ることができなかった資料等について、今年1月に文化庁長官の裁定を受けたものが中心です。

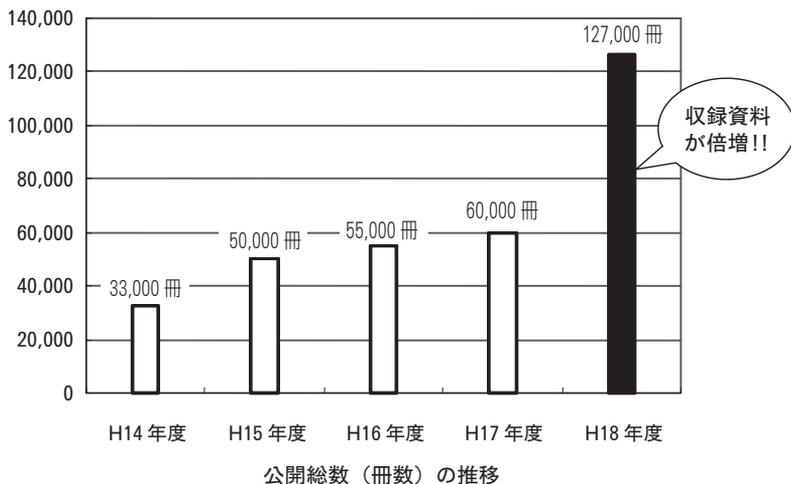
公開総数は、今回の追加公開により、約89,000タイトル（約127,000冊）となります。これは、当館が所蔵する明治期刊行図書約17万冊の約75%にあたります。

また、追加公開と同時に、近代デジタルライブラリーのホームページも、リニューアルしました。デザイン、本文画像形式、ビューアソフト等を一新し、より使いやすく改善しています。

資料が充実し、新しくなった近代デジタルライブラリーを是非ご活用ください。（なお次号には、平成12年度から実施してきた明治期刊行図書の著作権処理、電子化事業を振り返る特集記事を掲載予定です。）



リニューアル後のホームページ



（関西館事業部電子図書館課）

## 国際子ども図書館

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49

電話 03 (3827) 2053

利用案内 電話 03 (3827) 2069 (音声・FAX サービス)

ホームページ <http://www.kodomo.go.jp/>

国際子ども図書館は、国立国会図書館の支部図書館として内外の児童書とその関連資料に関する図書館サービスを国際的な連携のもとに行います。

**利用できる人** どなたでも利用できます（ただし資料室は満18歳以上の方）。

**資料の利用** 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

**開館時間** 9:30～17:00

**休館日** 月曜日、国民の祝日・休日（5月5日こどもの日は除く）、  
年末年始、資料整理休館日（第3水曜日）

**休室日** 休館日以外に次の日が休室となります。

2階第一、第二資料室：日曜日

3階本のミュージアム：展示会準備期間

## 支部東洋文庫

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-28-21

電話 03 (3942) 0122 (代表)

東洋学の発展を目的とする専門図書館。

アジア全般にわたる資料・研究書を所蔵しています。

---

国立国会図書館月報

平成18年4月号 (No.541)

発行所 国立国会図書館 平成18年4月20日発行 定価231円  
(税込、送料別)

編集者 矢部明宏 印刷所 有隣堂印刷株式会社  
発売元

〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1  
電話 03 (3581) 2331 (代表)  
FAX 03 (3597) 5617  
E-mail [geppo@ndl.go.jp](mailto:geppo@ndl.go.jp)

〒140-0004 東京都品川区南品川6-2-10  
電話 03 (5479) 8721 (代表)  
FAX 03 (5479) 8720  
E-mail [cap15650@pop01.odn.ne.jp](mailto:cap15650@pop01.odn.ne.jp)

---

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。本誌に掲載された記事を全文または長文にわたり抜すいて転載される場合には、事前に当館総務部総務課に連絡してください。本誌517号以降、PDF版を当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp> — 「刊行物」 — 「国立国会図書館月報」) でご覧いただけます。

表紙 中性紙使用

本文 中性再生紙使用

NATIONAL DIET LIBRARY MONTHLY BULLETIN

No. 541 April 2006

CONTENTS

<i>Kinka gyofu</i> with penciled notes by P.F. von Siebold (Random notes on rare books, 458)	
To be more accessible and helpful: NDL's efforts for improvement of services .....	1
Meeting of Directors of the IFLA/PAC Regional Centres in Asia and others and the open seminar .....	4
Open seminar on the documentary heritage damaged by the Indian Ocean Tsunami .....Kiyonobu Isaka .....	5
Meeting of Directors of the IFLA/PAC Regional Centres in Asia and others .....	9
46 <sup>th</sup> meeting of the Council on Organization of Materials on Science and Technology .....	16
1 <sup>st</sup> liaison meeting with staff of university libraries .....	18
Report of the 13 <sup>th</sup> forum for libraries participating in the National Union Catalog Network .....	19
Training program on reference FY2005 .....	20
Open lecture on statutes, parliamentary documents and official publications FY2005 .....	21
Invitation of Dr. Kai Ekholm, Director of the National Library of Finland .....	22
NDL budget for fiscal 2006 .....	24
Opening of the Nara Prefectural Library & Information Center: giving shape to our concept .....Kiyoko Nakano .....	38
Books not commercially available .....	14
Publications from NDL .....	15
Monthly official report .....	26
NDL news .....	36
Tidbits of information on NDL .....	37
Collections of the Kansai-kan (4) .....	47
<Announcement>	
Announcement of regular exhibition .....	37
Topographic maps now searchable on the NDL - OPAC .....	42
About 67,000 books printed in the Meiji era added to the Digital Library from the Meiji Era .....	48

NATIONAL DIET LIBRARY

Tokyo